



発行 新潟県

号外 1
平成30年12月27日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

条 例

- 49 県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例 (行政改革・評価室)
- 50 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課)
- 51 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課)
- 52 新潟県部制条例の一部を改正する条例 (人事課)
- 53 新潟県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (生活衛生課)
- 54 にいがた食の安全・安心条例の一部を改正する条例 (生活衛生課)
- 55 新潟県認定こども園の要件等に関する条例の一部を改正する条例 (少子化対策課)
- 56 新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例 (職業能力開発課)
- 57 新潟県農業大学校条例の一部を改正する条例 (経営普及課)
- 58 新潟県活力ある長寿社会の実現の推進に関する条例 (議事調査課)
- 59 新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例 (議事調査課)
- 60 新潟県がん対策推進条例の一部を改正する条例 (議事調査課)
- 61 新潟県立学校条例の一部を改正する条例 (高等学校教育課)

本号で公布された主な条例のあらまし

◇県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第49号）

1 県から市町村への事務の移譲

地方自治法の規定による事務処理の特例制度に基づく市町村への事務の移譲に伴い、関係条例の規定を整備することとしました。

(1) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第1条関係）

(2) 新潟県青少年健全育成条例（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

◇特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第50号）

1 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正関係

新潟県特別職報酬等審議会の答申等に基づき、知事等の特別職の職員の給料及び報酬の額を改正することとしました。（第1条関係）

2 新潟県議会議員給与条例の一部改正関係

新潟県特別職報酬等審議会の答申に基づき、議長、副議長及び議員の議員報酬額を改正することとしました。（第2条関係）

3 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正関係

知事、副知事、県議会議員等の期末手当の支給割合を改正することとしました。（第3条及び第4条関係）

4 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成31年1月1日から施行することとしました。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第51号）

1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給料月額、勤勉手当の支給割合等を改正することとしました。（第1条～第3条関係）

2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、市町村立学校職員の給料月額、勤勉手当の支給割合等を改正することとしました。（第4条～第6条関係）

3 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正関係

夜間看護手当の額を改正することとしました。（第7条関係）

4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給料月額及び期末手当の支給割合を改正することとしました。（第8条及び第9条関係）

5 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改正することとしました。（第10条及び第11条関係）

6 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県部制条例の一部を改正する条例（新潟県条例第52号）

1 観光局の設置

知事の直近下位の内部組織として観光局を設置することとしました。（本則関係）

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（新潟県条例第53号）

1 手数料の新設

市日の市場等において仮設的に設置した施設で喫茶店営業を反復継続して営むことを許可することとしたこ

とに伴い、当該許可の申請に係る手数料を新たに規定することとしました。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、平成30年12月28日から施行することとしました。

◇新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例（新潟県条例第56号）

1 手数料の改正

証明事務手数料について、受益者負担の適正化を図るため、その額を改正することとしました。(第19条関係)

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県農業大学校条例の一部を改正する条例（新潟県条例第57号）

1 手数料の改正

証明事務手数料について、受益者負担の適正化を図るため、その額を改正することとしました。(第9条の2関係)

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県活力ある長寿社会の実現の推進に関する条例（新潟県条例第58号）

1 目的

この条例は、活力ある長寿社会の実現の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び高齢者関係団体の役割を明らかにするとともに、活力ある長寿社会の実現に係る施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって県民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会の実現に資することを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 県の責務

県は、基本理念にのっとり、活力ある長寿社会の実現の推進に関する基本的かつ総合的な施策を実施する責務を有することとしました。(第3条関係)

3 地域の実情に応じた環境の整備等

県は、高齢者が生活を営むに当たって必要不可欠な日用品の購入、通院、除雪等を円滑に行うための支援を受けられるよう、地域の実情に応じた環境の整備その他必要な施策を総合的かつ効果的に推進することとしました。(第8条関係)

4 活躍の機会の確保等

県は、高齢者が生き生きと暮らすことができるよう、その年齢等にかかわらず、様々な経験を通じて習得した技能等を最大限に発揮して活躍することができる機会の確保その他必要な施策を総合的かつ効果的に推進することとしました。(第9条関係)

5 公表

知事は、毎年度、活力ある長寿社会の実現の推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表することとしました。(第11条関係)

6 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例（新潟県条例第59号）

1 目的

この条例は、県産木材の供給及び利用の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の役割を明らかにするとともに、県産木材の供給及び利用に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、林業及び木材産業の持続的な発展を図り、もって本県経済の活性化及び県民が心豊かに暮らすことができる社会の実現に資することを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 県の責務

県は、基本理念にのっとり、県産木材の供給及び利用の推進に関する施策を実施する責務を有することとしました。(第4条関係)

3 県の率先利用

県は、県産木材に対する需要の増進に資するため、自ら率先してその整備する建築物等における県産木材の利用に努めなければならないこととしました。(第14条関係)

4 連携協力体制の整備

県は、県産木材の供給及び利用に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民等が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整備することとしました。(第18条関係)

5 公表

知事は、毎年度、県産木材の供給及び利用の推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表することとしました。(第19条関係)

6 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県がん対策推進条例の一部を改正する条例（新潟県条例第60号）

1 医科歯科連携の推進に関する規定の整備

県は、医科及び歯科の医療の連携を推進するために必要な施策を講ずることとしました。(第12条関係)

2 女性に特有のがん、小児がん及び消化管のがんに係る対策の推進に関する規定の整備

県は、女性に特有のがん、小児がん及び消化管のがんに係る対策を推進するために必要な施策を講ずることとしました。(第13条～第15条関係)

3 在宅医療及び後遺症対策の推進に関する規定の整備

県は、がんに係る在宅医療の推進を図るため及びがんの治療に係る後遺症により日常生活に支障を生じている者の療養生活の質の維持向上を図るために必要な施策を講ずることとしました。(第18条及び第19条関係)

4 がん教育の推進に関する規定の整備

県は、児童、生徒等ががん及びがん患者に関する正しい知識を習得するとともに、がんの予防及び早期発見の重要性について理解及び関心を深めるため、その発達段階に応じて教育が行われるよう必要な施策を講ずることとしました。(第21条関係)

5 公表

知事は、毎年度、がん対策の推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表することとしました。(第23条関係)

6 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県立学校条例の一部を改正する条例（新潟県条例第61号）

1 手数料の改正

証明事務手数料について、受益者負担の適正化を図るため、その額を改正することとしました。(第3条の5関係)

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例
- (2) 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (3) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (4) 新潟県部制条例の一部を改正する条例
- (5) 新潟県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- (6) にいがた食の安全・安心条例の一部を改正する条例
- (7) 新潟県認定こども園の要件等に関する条例の一部を改正する条例
- (8) 新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例
- (9) 新潟県農業大学校条例の一部を改正する条例
- (10) 新潟県活力ある長寿社会の実現の推進に関する条例
- (11) 新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例
- (12) 新潟県がん対策推進条例の一部を改正する条例
- (13) 新潟県立学校条例の一部を改正する条例

平成30年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県条例第49号

県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下この条において「追加別表細目号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 県民生活・環境部関係		(3) 県民生活・環境部関係	
事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	各市町村(第23号の2の事務にあつては、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、燕市、糸魚川市、上越市、胎内市及び粟島浦村に限る。)	8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	各市町村(第23号の2の事務にあつては、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、燕市、糸魚川市、上越市、胎内市及び粟島浦村に限る。)
(1)~(31) (略)		(1)~(31) (略)	
9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥類の卵の採取等の許可(学術研究又は鳥獣の管理(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態	新潟市、長岡市、三条市、柏	9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥類の卵の採取等の許可(学術研究又は鳥獣の管理(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態	新潟市、長岡市、三条市、柏

系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。)のため鳥類(ヒクイナ、サカツラガン、オオジシギ、マガン、オシドリ、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、カンムリカイツブリ、ウミウ、ヨシゴイ、ササゴイ、チュウサギ、コサギ、クロサギ、ヨタカ、ケリ、イカルチドリ、イソシギ、ハマシギ、マダラウミスズメ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、オオコノハズク、コノハズク、アオバズク、アカショウビン、ヤマセミ、コシアカツバメ、マキノセンニュウ、コヨシキリ、キバシリ、サメビタキ、コサメビタキ、ノジコ及びサドカケスを除く。)の卵の採取等をしようとする場合(飛行場の区域内で安全航行のため採取等をする場合を除く。)に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)

崎市、十日町市、見附市、燕市、糸魚川市、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市及び粟島浦村

系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。)のため鳥類(ヒクイナ、サカツラガン、オオジシギ、マガン、オシドリ、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、カンムリカイツブリ、ウミウ、ヨシゴイ、ササゴイ、チュウサギ、コサギ、クロサギ、ヨタカ、ケリ、イカルチドリ、イソシギ、ハマシギ、マダラウミスズメ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、オオコノハズク、コノハズク、アオバズク、アカショウビン、ヤマセミ、コシアカツバメ、マキノセンニュウ、コヨシキリ、キバシリ、サメビタキ、コサメビタキ、ノジコ及びサドカケスを除く。)の卵の採取等をしようとする場合(飛行場の区域内で安全航行のため採取等をする場合を除く。)に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)

崎市、十日町市、燕市、糸魚川市、上越市、佐渡市、胎内市及び粟島浦村

(略)

(略)

(4) 防災局関係

(4) 防災局関係

事 務	市町村
1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(煙火の消費に係るものに限る。) (1)~(11) (略)	長岡市、新発田市、加茂市、十日町市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、 <u>聖籠町</u> 、 <u>津南町</u> 及び <u>粟島浦村</u>
2 火薬類取締法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	三条市、柏崎市、

事 務	市町村
1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(煙火の消費に係るものに限る。) (1)~(11) (略)	長岡市、新発田市、加茂市、十日町市、村上市、 <u>燕市</u> 、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、 <u>聖籠町</u> 、 <u>弥彦村</u> 及び <u>津南町</u>
2 火薬類取締法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	三条市、柏崎市、

(1)～(61) (略)	小千谷市、見附市、 <u>燕市</u> 、阿賀野市、 <u>胎内市</u> 及び <u>弥彦村</u>
(略)	
4 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(86) (略)	三 条市、 <u>柏 崎</u> 市、 <u>燕</u> 市及び <u>弥彦村</u>
(略)	
5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。） (1)～(61) (略)	新 潟市、三 条市、 <u>柏 崎</u> 市、 <u>燕</u> 市及び魚沼市
5の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、5の項各号に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。）及び次に掲げるもの (1) 法第83条の2第1項の規定による命令 (2) 法第83条の2第2項の規定による損失の補償	弥彦村
(略)	
(5) 福祉保健部関係	
事 務	市町村
(略)	
9 児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を	長 岡市、三 条市、

(1)～(61) (略)	小千谷市、見附市、阿賀野市及び <u>胎内市</u>
(略)	
4 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(86) (略)	三条市及び <u>柏崎</u> 市
(略)	
5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。） (1)～(61) (略)	新 潟市、三 条市、 <u>柏崎</u> 市及び魚沼市
(略)	
(5) 福祉保健部関係	
事 務	市町村
(略)	
9 児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を	長 岡市、三 条市、

<p>定める条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第40条に規定する児童厚生施設に係るものに限る。） (1)～(11) (略)</p>	<p>柏崎市、新発田市、小千谷市、十日町市、村上市、燕市、<u>妙高市</u>、魚沼市、南魚沼市及び聖籠町</p>	<p>定める条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第40条に規定する児童厚生施設に係るものに限る。） (1)～(11) (略)</p>	<p>柏崎市、新発田市、小千谷市、十日町市、村上市、燕市、魚沼市、南魚沼市及び聖籠町</p>																																		
(略)		(略)																																			
(6) 産業労働観光部関係		(6) 産業労働観光部関係																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事</th> <th>務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="220 884 678 918">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="220 918 678 1310"> <p>2 商工会議所法(昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(4) (略)</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="220 1310 678 1646"> <p>3 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(10) (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市町村	(略)			<p>2 商工会議所法(昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(4) (略)</p>			<p>3 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(10) (略)</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="678 884 790 1310"> <p>長岡市、小千谷市、<u>五泉市</u>及び<u>上越市</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 1310 790 1646"> <p>三条市、柏崎市、<u>新発田市</u>、加茂市、十日町市、村上市、燕市、<u>糸魚川市</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	市町村	<p>長岡市、小千谷市、<u>五泉市</u>及び<u>上越市</u></p>	<p>三条市、柏崎市、<u>新発田市</u>、加茂市、十日町市、村上市、燕市、<u>糸魚川市</u></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事</th> <th>務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="833 884 1291 918">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="833 918 1291 1310"> <p>1の2 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第7条第2項第1号又は第2号の規定による特定商工業者の該当基準の引上げの許可 (2) 法第12条第1項の規定による負担金の賦課の許可</p> </td> <td data-bbox="1291 918 1402 1310"> <p>上越市</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="833 1310 1291 1646"> <p>2 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(4) (略)</p> </td> <td data-bbox="1291 1310 1402 1646"> <p>長岡市、<u>新発田市</u>、小千谷市、<u>糸魚川市</u>及び<u>五泉市</u></p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="833 1646 1291 2063"> <p>3 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(10) (略)</p> </td> <td data-bbox="1291 1646 1402 2063"> <p>三条市、柏崎市、加茂市、十日町市、村上市、燕市及び妙高市</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市町村	(略)			<p>1の2 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第7条第2項第1号又は第2号の規定による特定商工業者の該当基準の引上げの許可 (2) 法第12条第1項の規定による負担金の賦課の許可</p>		<p>上越市</p>	<p>2 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(4) (略)</p>		<p>長岡市、<u>新発田市</u>、小千谷市、<u>糸魚川市</u>及び<u>五泉市</u></p>	<p>3 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(10) (略)</p>		<p>三条市、柏崎市、加茂市、十日町市、村上市、燕市及び妙高市</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1291 884 1402 1310"> <p>上越市</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1291 1310 1402 1646"> <p>長岡市、<u>新発田市</u>、小千谷市、<u>糸魚川市</u>及び<u>五泉市</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1291 1646 1402 2063"> <p>三条市、柏崎市、加茂市、十日町市、村上市、燕市及び妙高市</p> </td> </tr> </tbody> </table>	市町村	<p>上越市</p>	<p>長岡市、<u>新発田市</u>、小千谷市、<u>糸魚川市</u>及び<u>五泉市</u></p>	<p>三条市、柏崎市、加茂市、十日町市、村上市、燕市及び妙高市</p>
事	務	市町村																																			
(略)																																					
<p>2 商工会議所法(昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(4) (略)</p>																																					
<p>3 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(10) (略)</p>																																					
市町村																																					
<p>長岡市、小千谷市、<u>五泉市</u>及び<u>上越市</u></p>																																					
<p>三条市、柏崎市、<u>新発田市</u>、加茂市、十日町市、村上市、燕市、<u>糸魚川市</u></p>																																					
事	務	市町村																																			
(略)																																					
<p>1の2 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第7条第2項第1号又は第2号の規定による特定商工業者の該当基準の引上げの許可 (2) 法第12条第1項の規定による負担金の賦課の許可</p>		<p>上越市</p>																																			
<p>2 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(4) (略)</p>		<p>長岡市、<u>新発田市</u>、小千谷市、<u>糸魚川市</u>及び<u>五泉市</u></p>																																			
<p>3 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(10) (略)</p>		<p>三条市、柏崎市、加茂市、十日町市、村上市、燕市及び妙高市</p>																																			
市町村																																					
<p>上越市</p>																																					
<p>長岡市、<u>新発田市</u>、小千谷市、<u>糸魚川市</u>及び<u>五泉市</u></p>																																					
<p>三条市、柏崎市、加茂市、十日町市、村上市、燕市及び妙高市</p>																																					

	市及び 妙高市		
(略)		(略)	
(7) (略)		(7) (略)	
(8) 農地部関係		(8) 農地部関係	
事 務	市町村	事 務	市町村
1 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) (略)	三 条 市、 <u>柏 崎 市</u> 、 <u>新 発 田 市</u> 、 <u>小 千 谷 市</u> 、 <u>加 茂 市</u> 、 <u>見 附 市</u> 、 <u>村 上 市</u> 、 <u>燕 市</u> 、 <u>妙 高 市</u> 、 <u>上 越 市</u> 、 <u>阿 賀 野 市</u> 、 <u>佐 渡 市</u> 、 <u>胎 内 市</u> 、 <u>聖 籠 町</u> 、 <u>弥 彦 村</u> 、 <u>阿 賀 町</u> 、 <u>出 雲 崎 町</u> 、 <u>湯 沢 町</u> 、 <u>津 南 町</u> 、 <u>関 川 村</u> 及 び <u>粟 島 浦 村</u>	1 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) (略)	三 条 市、 <u>新 発 田 市</u> 、 <u>小 千 谷 市</u> 、 <u>加 茂 市</u> 、 <u>見 附 市</u> 、 <u>燕 市</u> 、 <u>妙 高 市</u> 、 <u>上 越 市</u> 、 <u>阿 賀 野 市</u> 、 <u>胎 内 市</u> 、 <u>聖 籠 町</u> 、 <u>弥 彦 村</u> 、 <u>阿 賀 町</u> 、 <u>出 雲 崎 町</u> 、 <u>湯 沢 町</u> 、 <u>津 南 町</u> 、 <u>関 川 村</u> 及 び <u>粟 島 浦 村</u>
2 農地法に基づく事務のうち、1の項各号に掲げるもの（同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合又は同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合に係るものを除く。）	十 日 町 市、 <u>糸 魚 川 市</u> 、 <u>五 泉 市</u> 及 び <u>刈 羽 村</u>	2 農地法に基づく事務のうち、1の項各号に掲げるもの（同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合又は同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合に係るものを除く。）	<u>柏 崎 市</u> 、 <u>十 日 町 市</u> 、 <u>糸 魚 川 市</u> 、 <u>五 泉 市</u> 及 び <u>刈 羽 村</u>

<p>(略)</p> <p>5 土地改良法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) (略) (8) <u>法第113条の3第1項</u>の規定による工事の完了の届出の受理 (9) <u>法第113条の3第2項</u>の規定による公告</p> <p>(9) 土木部関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 60%;">事 務</th> <th style="width: 40%;">市町村</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>17 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) (略) (2) <u>法第18条第1項(法第22条の2第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定による計画変更の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付 <u>(2)の2 法第22条の2第1項の規定による計画の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付</u> (3) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p> <p>(略)</p> </td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	事 務	市町村	(略)		<p>17 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) (略) (2) <u>法第18条第1項(法第22条の2第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定による計画変更の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付 <u>(2)の2 法第22条の2第1項の規定による計画の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付</u> (3) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p> <p>(略)</p>	(略)	<p>(略)</p> <p>5 土地改良法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) (略) (8) <u>法第113条の2第1項</u>の規定による工事の完了の届出の受理 (9) <u>法第113条の2第2項</u>の規定による公告</p> <p>(9) 土木部関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 60%;">事 務</th> <th style="width: 40%;">市町村</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>17 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) (略) (2) <u>法第18条第1項</u>の規定による計画変更の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付 (3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p> <p>(略)</p> </td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	事 務	市町村	(略)		<p>17 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) (略) (2) <u>法第18条第1項</u>の規定による計画変更の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付 (3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p> <p>(略)</p>	(略)
事 務	市町村												
(略)													
<p>17 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) (略) (2) <u>法第18条第1項(法第22条の2第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定による計画変更の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付 <u>(2)の2 法第22条の2第1項の規定による計画の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付</u> (3) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p> <p>(略)</p>	(略)												
事 務	市町村												
(略)													
<p>17 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) (略) (2) <u>法第18条第1項</u>の規定による計画変更の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付 (3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p> <p>(略)</p>	(略)												

(新潟県青少年健全育成条例の一部改正)

第2条 新潟県青少年健全育成条例(昭和52年新潟県条例第6号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務処理の特例)</p> <p>第36条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、<u>村上市</u>、上越市及び聖籠町が処理することとする。 (1)～(9) (略)</p>	<p>(事務処理の特例)</p> <p>第36条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、上越市及び聖籠町が処理することとする。 (1)～(9) (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に児童福祉法(昭和22年法律第164号)、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第

149号) 及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。

新潟県条例第50号

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年新潟県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
知事	給料月額	<u>1,276,000円</u>	知事	給料月額	<u>1,266,000円</u>
副知事	〃	<u>999,000円</u>	副知事	〃	<u>991,000円</u>
教育長	〃	<u>842,000円</u>	教育長	〃	<u>835,000円</u>
地方公営企業管理者	〃	<u>865,000円以内</u>	地方公営企業管理者	〃	<u>858,000円以内</u>
知事の秘書	〃	<u>577,000円以内</u>	知事の秘書	〃	<u>572,000円以内</u>
県監査委員等			県監査委員等		
識見を有する者のうちから選任された委員			識見を有する者のうちから選任された委員		
常勤	〃	<u>690,000円</u>	常勤	〃	<u>685,000円</u>
非常勤	報酬月額	<u>690,000円以内</u>	非常勤	報酬月額	<u>685,000円以内</u>
議員のうちから選任された委員			議員のうちから選任された委員		
	〃	<u>185,000円</u>		〃	<u>184,000円</u>
(略)			(略)		
県教育委員会			県教育委員会		
委員	報酬月額	<u>209,000円</u>	委員	報酬月額	<u>207,000円</u>
県人事委員会			県人事委員会		
委員長	〃	<u>228,000円</u>	委員長	〃	<u>226,000円</u>
委員	〃	<u>209,000円</u>	委員	〃	<u>207,000円</u>
(略)			(略)		
県労働委員会			県労働委員会		
会長	報酬月額	<u>228,000円</u>	会長	報酬月額	<u>226,000円</u>
公益委員	〃	<u>209,000円</u>	公益委員	〃	<u>207,000円</u>
労使委員	〃	<u>177,000円</u>	労使委員	〃	<u>176,000円</u>
(略)			(略)		
特別調整委員のうち			特別調整委員のうち		
公益を代表する者			公益を代表する者		
報酬月額		<u>209,000円</u>	報酬月額		<u>207,000円</u>
労使を代表する者			労使を代表する者		
〃		<u>177,000円</u>	〃		<u>176,000円</u>
県選挙管理委員会			県選挙管理委員会		
委員長	〃	<u>228,000円</u>	委員長	〃	<u>226,000円</u>
委員	〃	<u>209,000円</u>	委員	〃	<u>207,000円</u>
(略)			(略)		
県公安委員会			県公安委員会		
委員長	報酬月額	<u>228,000円</u>	委員長	報酬月額	<u>226,000円</u>
委員	〃	<u>209,000円</u>	委員	〃	<u>207,000円</u>
(略)			(略)		
非常勤の顧問、参与及び県専門委員			非常勤の顧問、参与及び県専門委員		
(略)			(略)		
報酬月額の場合		<u>639,000円以内</u>	報酬月額の場合		<u>634,000円以内</u>
報酬年額の場合		<u>1,039,000円以内</u>	報酬年額の場合		<u>1,031,000円以内</u>
(略)			(略)		

母子・父子自立支援員 報酬月額	112,000円	母子・父子自立支援員 報酬月額	111,000円
婦人相談員	112,000円	婦人相談員	111,000円
臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者		臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者	
(略)		(略)	
報酬月額の場合	514,000円以内	報酬月額の場合	510,000円以内
報酬年額の場合	514,000円以内	報酬年額の場合	510,000円以内

(新潟県議会議員給与条例の一部改正)

第2条 新潟県議会議員給与条例(昭和25年新潟県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>98万9,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>86万5,000円</u></p> <p>議員 月額 <u>79万2,000円</u></p>	<p>第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>98万1,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>85万8,000円</u></p> <p>議員 月額 <u>78万6,000円</u></p>

(知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正)

第3条 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年新潟県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当の額)</p> <p>第2条 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(期末手当の額)</p> <p>第2条 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

第4条 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当の額)</p> <p>第2条 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額</p>	<p>(期末手当の額)</p> <p>第2条 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、<u>6月に支給する場合におい</u></p>

<p>に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>ては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第3条並びに次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第1条及び第2条の規定は平成31年1月1日から、第4条の規定は同年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例（以下「改正後の特別職期末手当支給条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の特別職期末手当支給条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職期末手当支給条例の規定による期末手当の内払とみなす。

新潟県条例第51号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第24条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>（入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあつては<u>2万1,000円</u>、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては<u>7,400円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第24条の5 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第24条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,200円</u>（入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあつては<u>2万円</u>、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては<u>7,200円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第24条の5 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で</p>

定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職及びこれに準ずる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 41万4,800円
- (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 5万800円

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当

定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職及びこれに準ずる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 41万4,300円
- (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 5万700円

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当

<p>の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の95</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た 額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額 に<u>100分の47.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の57.5</u>）を乗じて 得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p>	<p>の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の90</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の110</u>）を乗じて得た 額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額 に<u>100分の42.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の52.5</u>）を乗じて 得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p>
--	--

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300			

45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					

	97		295,800	343,700							
	98		296,100	344,100							
	99		296,500	344,500							
	100		296,900	344,800							
	101		297,100	345,100							
	102		297,400	345,500							
	103		297,800	345,900							
	104		298,100	346,300							
	105		298,300	346,800							
	106		298,600	347,200							
	107		299,000	347,600							
	108		299,300	348,000							
	109		299,500	348,500							
	110		299,900	348,900							
	111		300,300	349,200							
	112		300,600	349,500							
	113		300,800	350,000							
	114		301,000								
	115		301,300								
	116		301,700								
	117		301,900								
	118		302,100								
	119		302,400								
	120		302,700								
	121		303,100								
	122		303,300								
	123		303,600								
	124		303,900								
	125		304,200								
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第39条及び附則第5項に規定する職員を除く。

別表第2 (第6条関係)

公安職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,700	183,500	209,900	249,600	292,900	319,300	347,600	381,900	422,800
	2	169,400	185,200	211,900	251,400	294,900	321,500	349,800	384,100	424,600
	3	171,200	187,000	213,900	253,200	297,000	323,800	352,100	386,000	426,500
	4	172,900	188,800	215,900	255,000	299,300	325,900	354,300	388,100	428,400
	5	174,400	190,700	217,900	256,700	301,000	328,100	356,300	389,800	429,800
	6	176,300	193,000	219,700	258,500	303,200	330,300	358,400	391,800	431,500
	7	178,100	195,300	221,700	260,100	305,300	332,600	360,600	393,600	433,100
	8	180,000	197,600	223,600	261,800	307,500	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	181,700	199,800	225,700	263,100	309,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	183,400	202,400	227,500	264,700	311,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	185,100	204,900	229,300	266,000	313,900	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	186,800	207,400	231,100	267,300	316,000	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	188,700	209,700	232,900	268,700	318,100	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	190,800	211,500	234,800	270,100	320,400	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	192,900	213,300	236,700	271,200	322,600	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	195,000	215,100	238,600	272,500	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	197,200	217,000	240,100	273,300	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	199,600	218,700	241,900	274,700	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	202,000	220,600	243,700	276,100	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	204,400	222,400	245,500	277,500	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	206,900	224,100	247,100	278,800	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	208,700	225,900	248,500	280,200	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	210,400	227,700	249,700	281,500	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	212,200	229,500	251,000	283,000	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	214,100	231,100	252,300	284,200	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	215,800	232,800	253,500	286,000	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	217,600	234,500	254,800	288,000	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	219,300	236,200	256,000	290,000	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	221,200	237,400	257,100	291,900	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	223,000	239,200	258,200	293,900	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	224,800	241,000	259,500	295,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	226,600	242,800	260,600	297,600	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	228,200	244,200	261,100	299,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	229,900	245,700	262,300	301,100	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	231,600	247,000	263,400	303,000	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	233,300	248,400	264,600	304,800	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	234,500	249,700	265,500	306,600	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	236,300	251,000	266,700	308,500	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	238,100	252,200	267,700	310,400	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	239,900	253,400	268,700	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	241,300	254,500	269,900	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	242,700	255,700	271,200	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	244,000	256,800	272,500	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	245,200	257,900	273,700	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
45	246,500	258,600	274,800	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500	

46	247,600	259,700	276,300	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800
47	248,600	260,800	277,800	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300
48	249,500	262,000	279,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800
49	250,300	262,900	281,100	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300
50	251,400	264,100	282,800	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600
51	252,600	265,100	284,500	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900
52	253,700	266,200	286,000	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300
53	254,300	267,400	287,500	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
54	255,500	268,300	289,300	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
55	256,400	269,700	291,000	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
56	257,600	270,900	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
57	258,600	271,900	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
58	259,600	273,500	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
59	260,400	274,900	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
60	261,400	276,400	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
61	262,500	278,000	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
62	263,400	279,600	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300	
63	264,500	281,200	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600	
64	265,400	282,700	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
65	266,500	284,100	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
66	267,700	285,500	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
67	268,900	287,000	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
68	270,000	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
69	271,200	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	
70	272,600	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	
71	274,000	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	
72	275,300	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	
73	276,500	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	
74	277,900	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	
75	279,300	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	
76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	
77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	
78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	
79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100	
80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400	
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600	
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900	
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200	
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500	
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700	
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500		
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800		
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000		
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200		
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500		
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800		
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000		
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200		
94	300,600	324,200	350,600	384,200				
95	301,700	325,600	352,100	384,800				
96	303,000	326,900	353,600	385,300				
97	304,100	328,100	354,900	385,700				

	98	305,300	329,400	356,100	386,100					
	99	306,500	330,700	357,200	386,700					
	100	307,700	332,000	358,400	387,200					
	101	308,900	333,400	359,500	387,600					
	102	309,900	334,300	360,600	388,100					
	103	311,000	335,400	361,700	388,700					
	104	312,000	336,600	362,900	389,200					
	105	312,800	337,700	364,100	389,500					
	106	313,400	338,800	364,600	389,900					
	107	314,000	339,800	365,200	390,400					
	108	314,700	340,900	365,800	390,700					
	109	315,200	342,100	366,400	391,000					
	110	315,700	343,100	366,900	391,500					
	111	316,200	344,100	367,400	392,000					
	112	316,800	345,000	367,900	392,500					
	113	317,600	345,900	368,300	392,800					
	114	318,300	346,800	368,700	393,300					
	115	319,000	347,800	369,300	393,800					
	116	319,700	348,800	369,800	394,300					
	117	320,300	349,800	370,200	394,600					
	118	321,100	350,300	370,700	395,100					
	119	321,800	350,900	371,300	395,600					
	120	322,600	351,500	371,800	396,100					
	121	323,200	351,800	372,000	396,500					
	122	323,500	352,200	372,500	397,000					
	123	324,000	352,700	373,000	397,400					
	124	324,500	353,100	373,400	397,900					
	125	324,800	353,500	373,900	398,300					
	126		353,900	374,400						
	127		354,400	374,900						
	128		354,800	375,400						
	129		355,200	375,700						
	130		355,600	376,200						
	131		356,000	376,700						
	132		356,400	377,200						
	133		356,600	377,500						
	134		357,100	378,000						
	135		357,500	378,400						
	136		357,800	378,800						
	137		358,100	379,100						
	138		358,500	379,600						
	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300							
	143		360,800							
	144		361,300							
	145		361,600							
再任用 職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第6条関係)

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	157,900	202,300	262,400	330,200	416,900
	2	159,400	204,000	264,900	332,400	418,700
	3	160,900	205,600	267,200	334,700	420,500
	4	162,400	207,300	269,500	336,800	422,200
	5	164,100	209,100	272,000	339,000	423,700
	6	166,000	210,700	274,400	341,200	425,200
	7	167,800	212,400	276,600	343,500	427,100
	8	169,600	214,000	278,800	345,800	429,000
	9	171,400	215,800	281,000	347,500	430,800
	10	173,500	217,700	283,300	349,600	432,600
	11	175,500	219,600	285,700	351,700	434,500
	12	177,500	221,500	287,900	353,800	436,300
	13	179,500	223,000	290,300	355,900	438,000
	14	181,700	225,000	292,400	357,900	439,900
	15	183,900	227,000	294,300	359,900	441,700
	16	186,100	229,000	296,300	361,900	443,600
	17	188,400	230,800	298,400	363,500	445,300
	18	191,000	233,500	300,900	365,400	447,100
	19	193,500	236,200	303,400	367,200	448,900
	20	196,000	238,900	306,100	369,200	450,700
	21	198,500	241,500	308,300	370,800	452,300
	22	200,200	244,300	310,900	372,700	454,000
	23	201,900	246,900	313,200	374,500	455,900
	24	203,600	249,600	315,900	376,400	457,600
	25	205,100	252,100	318,500	377,700	459,300
	26	206,600	254,600	320,800	379,500	460,900
	27	208,300	257,100	323,200	381,300	462,500
	28	209,900	259,400	325,400	383,200	464,000
	29	211,400	262,000	327,600	385,000	465,500
	30	213,100	264,400	329,600	386,900	466,800
	31	214,800	266,600	331,800	388,800	468,100
	32	216,500	268,800	334,000	390,800	469,400
	33	218,000	270,900	335,800	392,500	470,600
	34	219,800	273,100	337,900	394,200	471,300
	35	221,600	275,300	340,000	395,800	472,000
	36	223,400	277,300	342,000	397,600	472,700
	37	224,900	279,600	344,100	398,800	473,300
	38	226,700	281,600	346,200	400,300	
	39	228,500	283,500	348,400	401,700	
	40	230,300	285,500	350,500	403,100	
	41	232,000	287,300	352,400	404,800	
	42	233,700	289,700	354,500	406,200	
	43	235,300	292,000	356,400	407,500	
	44	236,900	294,500	358,500	409,000	
45	238,300	296,500	360,300	410,600		

46	239,700	299,000	362,300	411,900
47	241,000	301,300	364,200	413,400
48	242,200	304,000	366,200	415,000
49	243,600	306,400	367,800	416,700
50	245,100	308,800	369,600	418,100
51	246,300	311,300	371,500	419,700
52	247,800	313,600	373,500	421,200
53	249,000	315,800	375,300	422,900
54	250,200	318,000	377,100	424,400
55	251,600	320,100	378,900	426,000
56	252,700	322,300	380,600	427,600
57	254,000	324,200	382,100	429,100
58	255,100	326,300	383,700	430,600
59	256,200	328,400	385,400	431,800
60	257,400	330,400	387,100	433,000
61	258,700	332,500	388,300	434,200
62	259,800	334,600	389,700	435,500
63	261,200	336,800	391,100	436,800
64	262,300	339,000	392,400	438,000
65	263,600	340,700	393,800	439,200
66	265,100	342,900	395,000	440,400
67	266,600	344,900	396,400	441,600
68	268,300	347,100	397,800	442,800
69	269,700	348,900	399,100	444,000
70	271,100	350,800	400,400	445,200
71	272,500	352,800	401,800	446,400
72	273,900	354,800	403,100	447,600
73	275,000	356,400	404,400	448,700
74	276,400	358,300	405,800	449,300
75	277,800	360,100	407,200	449,800
76	279,000	362,000	408,500	450,300
77	280,200	363,800	409,700	450,800
78	281,400	365,500	410,900	
79	282,600	367,200	412,200	
80	283,800	368,800	413,600	
81	284,900	370,300	414,900	
82	286,100	371,800	416,100	
83	287,300	373,300	417,100	
84	288,500	374,700	418,300	
85	289,500	375,800	419,500	
86	290,600	377,200	420,700	
87	291,600	378,600	421,900	
88	292,800	379,900	422,900	
89	293,900	381,200	424,000	
90	295,000	382,500	425,000	
91	296,200	383,700	426,000	
92	297,400	385,000	427,000	
93	297,900	386,300	427,900	
94	298,900	387,400	428,700	
95	300,000	388,700	429,500	
96	301,200	389,900	430,300	
97	302,200	391,300	431,100	

98	303,300	392,300	431,500
99	304,300	393,400	431,900
100	305,400	394,400	432,300
101	306,300	395,300	432,700
102	307,400	396,300	433,000
103	308,500	397,400	433,300
104	309,500	398,500	433,600
105	310,100	399,200	433,900
106	311,000	400,100	434,200
107	311,800	401,000	434,500
108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	
111	314,300	404,400	
112	314,800	405,200	
113	315,400	405,800	
114	315,800	406,500	
115	316,300	407,200	
116	316,800	407,900	
117	317,400	408,500	
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	
129	322,400	412,200	
130	322,700	412,500	
131	323,000	412,800	
132	323,300	413,000	
133	323,500	413,200	
134	323,700	413,500	
135	323,900	413,800	
136	324,200	414,000	
137	324,500	414,200	
138	324,700	414,500	
139	325,000	414,800	
140	325,300	415,000	
141	325,500	415,200	
142	325,700	415,500	
143	326,000	415,800	
144	326,200	416,000	
145	326,500	416,200	
146	326,700	416,500	
147	327,000	416,800	
148	327,300	417,000	
149	327,500	417,200	

	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考 (1) この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び実習助手（教育職給料表（三）の適用を受ける者を除く。）並びに中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師で当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校において、当該高等学校の教科を担当するもの及び養護の業務を行うものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員 以外の職員	1	157,900	173,900	262,400	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	264,900	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	267,200	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	269,500	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	272,000	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	274,400	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	276,600	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	278,800	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	281,000	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	283,300	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	285,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	287,900	319,500	422,600
	13	179,500	202,300	290,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	292,400	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	294,300	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	296,300	328,200	428,100
	17	188,400	209,100	298,400	330,200	429,300
	18	191,000	210,700	300,900	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	303,400	334,700	431,800
	20	196,000	214,000	306,100	336,800	433,100
	21	198,500	215,800	308,300	339,000	434,200
	22	200,200	217,700	310,900	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	313,200	343,500	436,700
	24	203,600	221,500	315,900	345,800	438,000
	25	205,100	223,000	318,500	347,500	439,300
	26	206,500	225,000	320,800	349,300	440,500
	27	208,100	227,000	323,200	351,200	441,500
	28	209,600	229,000	325,400	353,100	442,600
	29	211,300	230,800	327,600	354,900	443,800
	30	213,000	233,500	329,600	356,700	444,600
	31	214,700	236,200	331,800	358,400	445,400
	32	216,400	238,900	334,000	360,300	446,300
	33	217,800	241,500	335,800	361,600	447,200
	34	219,500	244,300	337,900	363,300	447,700
	35	221,200	246,900	340,000	364,800	448,200
	36	222,900	249,600	342,000	366,600	448,700
	37	224,300	252,100	344,000	368,500	449,200
	38	226,000	254,600	345,900	370,000	
	39	227,700	257,100	347,900	371,300	
	40	229,400	259,400	349,800	372,900	
	41	231,000	262,000	351,300	374,000	
	42	232,700	264,400	353,100	375,400	
	43	234,300	266,600	354,700	376,800	
	44	235,900	268,800	356,400	378,300	
	45	237,600	270,900	358,200	379,700	
	46	239,100	273,100	359,900	381,300	
	47	240,400	275,300	361,200	382,900	
	48	241,800	277,300	362,800	384,400	

49	243,000	279,600	364,000	385,800
50	244,400	281,600	365,500	387,300
51	245,900	283,500	367,100	388,800
52	247,100	285,500	368,700	390,200
53	248,200	287,300	370,100	391,400
54	249,600	289,700	371,600	392,700
55	250,800	292,000	373,100	393,800
56	252,000	294,500	374,600	394,900
57	253,200	296,500	376,100	396,300
58	254,400	299,000	377,500	397,500
59	255,500	301,300	378,900	398,700
60	256,700	304,000	380,200	400,000
61	258,100	306,400	381,100	401,200
62	259,100	308,800	382,300	402,200
63	260,300	311,300	383,500	403,600
64	261,200	313,600	384,600	404,900
65	262,200	315,800	385,500	406,100
66	263,600	318,000	386,700	407,200
67	265,000	320,100	387,700	408,400
68	266,400	322,300	388,800	409,500
69	268,000	324,200	390,000	410,500
70	269,500	326,300	391,000	411,700
71	271,000	328,400	392,100	412,900
72	272,400	330,400	393,300	414,100
73	273,400	332,500	394,300	414,700
74	274,600	334,600	395,400	415,500
75	275,900	336,800	396,500	416,200
76	277,100	339,000	397,600	416,700
77	278,300	340,700	398,500	417,000
78	279,400	342,600	399,400	417,400
79	280,600	344,300	400,400	417,800
80	281,800	346,100	401,400	418,200
81	283,000	347,900	402,200	418,500
82	283,900	349,700	403,000	418,900
83	285,100	351,100	403,700	419,300
84	286,300	352,900	404,500	419,600
85	287,200	354,100	405,200	419,900
86	288,100	355,700	406,000	420,300
87	288,800	357,200	406,700	420,700
88	289,800	358,700	407,400	421,000
89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	
95	295,100	368,200	411,000	
96	295,900	369,400	411,300	
97	296,700	370,400	411,600	
98	297,500	371,400	411,900	
99	298,300	372,400	412,200	
100	299,000	373,400	412,400	

101	299,900	374,300	412,600
102	300,400	375,300	412,900
103	300,900	376,300	413,200
104	301,400	377,300	413,400
105	301,600	378,100	413,600
106	302,000	379,000	413,900
107	302,300	379,900	414,200
108	302,500	380,900	414,400
109	302,700	381,700	414,600
110	302,900	382,700	
111	303,200	383,700	
112	303,500	384,700	
113	303,700	385,300	
114	303,900	386,200	
115	304,100	387,100	
116	304,400	388,000	
117	304,700	388,800	
118	305,000	389,500	
119	305,300	390,300	
120	305,600	391,100	
121	305,800	391,700	
122	306,000	392,500	
123	306,200	393,200	
124	306,500	393,900	
125	306,800	394,500	
126		395,200	
127		395,700	
128		396,300	
129		397,000	
130		397,600	
131		398,100	
132		398,600	
133		398,900	
134		399,200	
135		399,500	
136		399,800	
137		400,100	
138		400,400	
139		400,700	
140		401,000	
141		401,300	
142		401,600	
143		401,900	
144		402,200	
145		402,400	
146		402,700	
147		403,000	
148		403,200	
149		403,400	
150		403,700	
151		404,000	
152		404,200	

	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
	158		405,700			
	159		406,000			
	160		406,200			
	161		406,400			
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考 (1) この表は、中学校及び幼稚園に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（教育職給料表（二）の適用を受ける者を除く。）のうち人事委員会規則で定めるもの並びに中等教育学校に勤務する主幹教諭、教諭、助教諭及び講師のうち、高等学校の教員の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しないものに適用する。
 (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第6条関係)

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
	38	363,800	430,500	484,800	543,700
	39	366,200	432,400	486,600	545,100
	40	368,400	434,400	488,400	546,700
	41	370,700	436,200	490,100	548,200
	42	372,100	438,000	491,900	549,600
	43	373,600	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500	

46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		
97		486,800		

再任用職員	296,200	338,600	393,000	466,000
-------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用 職員以 外の職 員	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000	371,100	437,200
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000	373,800	439,800
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200	376,400	442,300
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400	379,100	444,900
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200	381,500	447,300
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400	384,200	449,800
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400	386,800	452,300
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600	389,500	454,800
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400	391,600	457,200
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500	393,900	459,600
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600	396,100	462,200
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
	37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
	38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600	437,900	
	39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700	438,300	
	40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	
	43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300	
	44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100		
46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500		
47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900		
48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200		

49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600		
70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100		
71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600		
72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100		
73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700		
74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300			
87		289,700	325,600	346,600			
88		289,900	326,000	346,900			
89		290,300	326,400	347,300			
90		290,500	326,800	347,600			
91		290,700	327,200	348,000			
92		290,900	327,600	348,300			
93		291,300	327,900	348,700			
94		291,500	328,100	349,000			
95		291,700	328,500	349,300			
96		292,000	328,800	349,600			
97		292,400	329,000	349,900			
98		292,700	329,300	350,300			
99		292,900	329,600	350,700			
100		293,200	329,900	351,100			

	101		293,500	330,100	351,600				
	102		293,700	330,400	352,000				
	103		293,900	330,800	352,400				
	104		294,200	331,000	352,800				
	105		294,500	331,200	353,300				
	106			331,400					
	107			331,800					
	108			332,000					
	109			332,200					
	110			332,600					
	111			333,000					
	112			333,400					
	113			333,600					
再任用 職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職員、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、マッサージ師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員 以外の職員	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100	374,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200	376,700
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200	379,400
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400	382,000
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400	384,200
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500	386,600
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600	388,900
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700	391,200
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200	393,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200	395,300
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100	397,500
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100	399,800
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000	401,700
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100	403,700
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200	405,900
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200	408,100
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200	410,100
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200	412,300
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300	414,500
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400	416,600
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100	418,500
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200	420,400
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300	422,200
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300	424,100
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300	425,800
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900	427,400
	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800	429,100
	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
	47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
	48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900

49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			

101	287,500	319,000	351,900	369,800
102	288,300	319,600	352,300	370,300
103	289,100	320,200	352,800	370,800
104	289,900	320,800	353,200	371,200
105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		
143	302,900	333,900		
144	303,200	334,300		
145	303,400	334,600		
146	303,600	335,000		
147	303,900	335,400		
148	304,300	335,800		
149	304,500	336,100		
150	304,700	336,500		
151	305,000	336,900		
152	305,300	337,300		

	153	305,700	337,600					
	154	305,900						
	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
	158	307,000						
	159	307,300						
	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第6条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	144,300	194,000	280,200	331,500	388,800
	2	145,400	196,600	282,600	333,700	391,700
	3	146,600	199,000	285,000	335,900	394,300
	4	147,700	201,400	287,400	337,900	397,100
	5	148,800	203,900	289,700	339,700	399,200
	6	150,100	206,200	291,900	341,800	401,900
	7	151,400	208,500	293,900	343,900	404,600
	8	152,700	210,700	295,900	345,900	407,300
	9	153,800	212,800	298,000	347,600	409,800
	10	155,500	215,100	300,600	349,600	412,400
	11	157,100	217,600	303,200	351,700	415,100
	12	158,700	219,900	306,000	353,600	417,900
	13	160,200	221,900	308,100	355,600	420,500
	14	162,100	224,300	310,700	357,500	423,200
	15	164,000	226,700	313,200	359,300	426,000
	16	166,000	229,100	316,000	361,200	428,700
	17	167,800	231,300	318,600	362,900	431,200
	18	170,000	234,100	320,800	364,800	433,800
	19	172,200	237,000	323,000	366,500	436,300
	20	174,300	239,900	325,100	368,500	438,900
	21	176,500	242,400	327,300	370,000	441,400
	22	178,900	245,100	329,300	372,000	444,000
	23	181,200	247,600	331,300	373,700	446,600
	24	183,500	250,300	333,300	375,600	449,100
	25	185,600	253,000	335,200	377,000	451,300
	26	187,800	255,400	337,100	378,700	453,600
	27	189,900	257,700	338,900	380,600	456,100
	28	192,000	259,900	340,700	382,500	458,600
	29	194,100	262,500	342,600	384,200	461,100
	30	195,700	264,700	344,300	386,100	463,600
	31	197,500	266,600	345,800	388,000	466,100
	32	199,200	268,700	347,500	389,900	468,600
	33	201,000	270,400	348,700	391,500	470,900
	34	202,900	272,400	350,100	393,300	473,300
	35	204,800	274,500	351,400	394,900	475,700
	36	206,700	276,400	352,900	396,700	478,200
	37	208,200	278,300	354,100	397,900	480,600
	38	210,100	279,800	355,500	399,400	483,100
	39	212,000	281,000	356,700	400,800	485,500
	40	213,900	282,500	358,100	402,200	488,000
	41	215,700	283,900	358,800	403,600	490,300
	42	217,600	284,800	359,900	404,900	492,500
	43	219,500	285,800	361,100	406,400	494,700
	44	221,400	286,800	362,200	408,000	496,900
45	223,100	287,500	363,300	409,400	498,600	

46	225,000	288,700	364,500	410,600	500,100
47	226,800	289,900	365,800	412,200	501,700
48	228,600	291,100	366,900	413,800	503,200
49	230,300	292,400	368,000	415,100	504,900
50	232,100	293,700	369,300	416,500	506,300
51	233,800	294,800	370,600	418,000	507,700
52	235,500	295,900	371,900	419,400	509,200
53	236,900	297,100	372,600	420,800	510,300
54	238,700	298,300	373,600	422,200	511,500
55	240,400	299,600	374,500	423,600	512,700
56	242,000	300,700	375,500	425,000	513,900
57	243,200	301,500	376,300	426,100	514,800
58	244,400	302,600	377,100	427,400	515,800
59	245,400	303,800	377,800	428,800	516,800
60	246,500	304,900	378,500	430,100	517,800
61	247,600	305,800	379,100	430,900	518,900
62	248,700	306,900	379,800	431,800	519,800
63	249,600	308,000	380,700	432,800	520,500
64	250,700	309,100	381,600	433,700	521,200
65	251,900	309,900	382,200	434,600	522,000
66	252,900	311,000	383,000	435,400	522,800
67	254,000	311,900	383,800	436,000	523,600
68	254,900	312,900	384,600	436,800	524,400
69	255,800	313,900	385,200	437,200	525,100
70	257,200	314,900	385,900	437,800	525,900
71	258,700	316,000	386,600	438,300	526,700
72	260,000	317,100	387,300	438,800	527,500
73	261,400	317,600	388,000	439,300	528,200
74	262,800	318,600	388,600		
75	264,200	319,700	389,200		
76	265,300	320,800	389,900		
77	266,400	321,900	390,600		
78	267,600	322,900	391,200		
79	268,900	323,800	391,800		
80	270,000	324,700	392,400		
81	271,200	325,800	393,000		
82	272,500	326,600	393,600		
83	273,800	327,300	394,200		
84	275,000	328,100	394,800		
85	276,100	328,600	395,300		
86	277,200	329,100	395,800		
87	278,500	329,600	396,300		
88	279,700	330,100	397,000		
89	280,500	330,400	397,400		
90	281,700	330,900			
91	282,700	331,400			
92	283,900	331,900			
93	284,800	332,200			
94	285,800	332,600			
95	286,800	333,100			
96	287,800	333,600			
97	288,100	334,100			

	98	289,000	334,600			
	99	289,700	335,100			
	100	290,600	335,600			
	101	291,500	336,100			
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			
	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 (第6条関係)

福 祉 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	157,700	208,000	253,400	274,500	319,200	362,900
	2	158,900	209,700	255,000	276,300	321,400	365,500
	3	160,100	211,500	256,400	277,900	323,700	367,900
	4	161,300	213,200	258,000	279,400	325,900	370,500
	5	162,300	214,900	259,000	281,200	328,100	372,400
	6	163,800	216,700	260,300	283,300	330,100	374,900
	7	165,200	218,500	261,700	285,400	332,300	377,200
	8	166,600	220,200	263,100	287,700	334,500	379,700
	9	167,900	221,900	264,300	289,600	336,400	382,100
	10	169,300	223,400	265,800	291,700	338,600	384,800
	11	170,700	224,800	267,100	293,900	340,600	387,400
	12	172,200	226,200	268,200	296,000	342,800	390,100
	13	173,700	227,600	269,500	297,700	344,600	392,500
	14	175,200	229,200	271,000	300,000	346,600	394,800
	15	176,700	230,800	272,700	302,200	348,600	397,000
	16	178,100	232,400	274,400	304,400	350,600	399,400
	17	179,700	233,800	276,000	306,400	352,300	401,200
	18	181,500	235,400	277,900	308,700	354,300	403,200
	19	183,200	236,900	279,700	310,900	356,100	405,100
	20	184,900	238,400	281,300	313,200	358,000	406,900
	21	186,400	239,400	282,900	315,100	359,900	408,800
	22	188,000	240,900	284,700	317,200	361,800	410,600
	23	189,700	242,200	286,300	319,400	363,800	412,400
	24	191,300	243,600	288,000	321,500	365,700	414,300
	25	192,900	245,000	289,900	323,500	367,700	416,100
	26	194,600	246,700	291,600	325,500	369,600	417,600
	27	196,400	248,200	293,400	327,600	371,600	419,100
	28	198,100	249,900	295,200	329,600	373,600	420,700
	29	199,900	251,300	296,400	331,400	375,100	422,300
	30	201,400	252,600	298,100	333,500	376,900	423,600
	31	202,900	253,900	299,800	335,400	378,700	424,900
	32	204,300	255,300	301,400	337,500	380,300	426,100
	33	205,600	256,600	302,900	339,100	382,100	427,300
	34	206,900	257,900	304,500	341,000	383,500	428,600
	35	208,200	259,200	306,000	342,800	385,000	429,900
	36	209,400	260,400	307,600	344,700	386,600	431,100
	37	210,600	261,800	309,100	345,900	388,000	432,300
	38	212,000	263,200	310,600	347,800	389,200	433,100
	39	213,400	264,800	312,000	349,700	390,400	433,900
	40	214,800	266,300	313,600	351,500	391,500	434,700
	41	215,800	267,700	314,900	353,400	392,600	435,300
	42	217,000	269,300	316,500	355,200	393,800	436,000
	43	218,100	270,900	318,000	357,000	395,000	436,700
	44	219,300	272,400	319,500	358,700	396,100	437,400
45	220,200	274,100	320,500	360,500	396,800	438,200	

46	221,300	275,700	321,700	361,900	397,500	439,000
47	222,200	277,300	322,900	363,400	398,200	439,400
48	223,200	278,900	324,100	364,800	398,900	440,100
49	224,000	280,400	325,100	365,800	399,500	440,600
50	225,100	282,000	326,100	366,900	400,100	441,000
51	226,200	283,600	327,000	368,000	400,600	441,400
52	227,000	285,100	328,000	369,100	401,000	441,800
53	227,500	286,400	328,900	370,000	401,400	442,200
54	228,600	287,900	329,600	370,600	401,700	442,600
55	229,300	289,300	330,400	371,400	402,000	443,000
56	230,200	290,800	331,200	372,200	402,300	443,300
57	231,000	292,200	331,800	373,000	402,600	443,600
58	231,900	293,600	332,300	373,800	402,900	444,000
59	232,700	295,100	332,900	374,600	403,200	444,300
60	233,600	296,600	333,400	375,400	403,500	444,600
61	234,600	297,700	333,900	376,300	403,800	444,900
62	235,400	299,200	334,100	377,000	404,100	
63	236,300	300,400	334,700	377,700	404,400	
64	237,100	301,900	335,300	378,400	404,700	
65	238,000	303,000	335,600	378,700	405,000	
66	239,000	304,300	336,100	379,300	405,300	
67	240,200	305,400	336,600	379,900	405,600	
68	241,200	306,700	337,100	380,600	405,900	
69	242,200	307,400	337,600	381,000	406,100	
70	243,300	308,500	338,100	381,700	406,400	
71	244,400	309,700	338,500	382,300	406,700	
72	245,300	310,900	339,000	382,900	407,000	
73	246,000	312,200	339,200	383,300	407,200	
74	247,100	312,900	339,700	383,900	407,500	
75	248,200	313,600	340,200	384,500	407,800	
76	249,200	314,200	340,700	385,100	408,000	
77	250,000	315,000	341,000	385,500	408,200	
78	251,000	315,700	341,400	386,000		
79	252,000	316,400	341,900	386,500		
80	253,000	317,100	342,300	387,100		
81	253,900	317,400	342,500	387,600		
82	254,600	317,700	342,800	388,000		
83	255,600	318,300	343,300	388,400		
84	256,600	318,600	343,700	388,800		
85	257,200	319,000	344,000	389,000		
86	258,000	319,300	344,300	389,200		
87	258,700	319,700	344,800	389,500		
88	259,600	320,000	345,200	389,800		
89	260,200	320,500	345,500	390,000		
90	261,000	320,900	345,900	390,300		
91	261,800	321,200	346,300	390,600		
92	262,600	321,500	346,500	390,800		
93	263,000	322,000	346,800	391,000		
94	263,700	322,400				
95	264,200	322,600				
96	264,900	323,000				
97	265,600	323,400				

98	266,300	323,800
99	267,000	324,200
100	267,700	324,600
101	268,200	324,800
102	268,700	325,100
103	269,100	325,400
104	269,600	325,700
105	269,800	326,100
106	270,000	326,300
107	270,300	326,600
108	270,600	327,000
109	271,000	327,400
110	271,300	327,700
111	271,700	328,100
112	272,000	328,400
113	272,300	328,700
114	272,600	329,100
115	272,900	329,400
116	273,300	329,600
117	273,600	329,800
118	273,900	330,100
119	274,300	330,500
120	274,700	330,900
121	274,900	331,100
122	275,100	
123	275,500	
124	275,800	
125	276,000	
126	276,300	
127	276,700	
128	277,100	
129	277,300	
130	277,700	
131	278,100	
132	278,400	
133	278,600	
134	278,900	
135	279,300	
136	279,600	
137	279,800	
138	280,100	
139	280,400	
140	280,700	
141	280,900	
142	281,100	
143	281,300	
144	281,600	
145	282,000	
146	282,200	
147	282,500	
148	282,800	
149	283,100	

	150	283,300					
	151	283,600					
	152	283,800					
	153	284,100					
再任用職員		201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800

備考 この表は、児童福祉施設、障害者支援施設等に勤務し、入所者の指導、保育又は介護の業務等に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第3条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第26条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第26条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5</u>を乗じて得た額とする。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p>

4～6 (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

4～6 (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定幹部職員にあつては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第23条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>6,100円</u>を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を支給する。</p> <p>2 <u>前項</u>の勤務は、第30条の2の勤務には含まれないものとする。</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第23条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>5,900円</u>を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を支給する。</p> <p>2 <u>第1項</u>の勤務は、第30条の2の勤務には含まれないものとする。</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額に同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれそ</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額に同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれそ</p>

<p>の基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 (略)</p>	<p>の基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 (略)</p>
--	--

第5条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	157,900	202,300	262,400	330,200	416,900
	2	159,400	204,000	264,900	332,400	418,700
	3	160,900	205,600	267,200	334,700	420,500
	4	162,400	207,300	269,500	336,800	422,200
	5	164,100	209,100	272,000	339,000	423,700
	6	166,000	210,700	274,400	341,200	425,200
	7	167,800	212,400	276,600	343,500	427,100
	8	169,600	214,000	278,800	345,800	429,000
	9	171,400	215,800	281,000	347,500	430,800
	10	173,500	217,700	283,300	349,600	432,600
	11	175,500	219,600	285,700	351,700	434,500
	12	177,500	221,500	287,900	353,800	436,300
	13	179,500	223,000	290,300	355,900	438,000
	14	181,700	225,000	292,400	357,900	439,900
	15	183,900	227,000	294,300	359,900	441,700
	16	186,100	229,000	296,300	361,900	443,600
	17	188,400	230,800	298,400	363,500	445,300
	18	191,000	233,500	300,900	365,400	447,100
	19	193,500	236,200	303,400	367,200	448,900
	20	196,000	238,900	306,100	369,200	450,700
	21	198,500	241,500	308,300	370,800	452,300
	22	200,200	244,300	310,900	372,700	454,000
	23	201,900	246,900	313,200	374,500	455,900
	24	203,600	249,600	315,900	376,400	457,600
	25	205,100	252,100	318,500	377,700	459,300
	26	206,600	254,600	320,800	379,500	460,900
	27	208,300	257,100	323,200	381,300	462,500
	28	209,900	259,400	325,400	383,200	464,000
	29	211,400	262,000	327,600	385,000	465,500
	30	213,100	264,400	329,600	386,900	466,800
	31	214,800	266,600	331,800	388,800	468,100
	32	216,500	268,800	334,000	390,800	469,400
	33	218,000	270,900	335,800	392,500	470,600
	34	219,800	273,100	337,900	394,200	471,300
	35	221,600	275,300	340,000	395,800	472,000
	36	223,400	277,300	342,000	397,600	472,700
	37	224,900	279,600	344,100	398,800	473,300
	38	226,700	281,600	346,200	400,300	
	39	228,500	283,500	348,400	401,700	
	40	230,300	285,500	350,500	403,100	
	41	232,000	287,300	352,400	404,800	
	42	233,700	289,700	354,500	406,200	
	43	235,300	292,000	356,400	407,500	
44	236,900	294,500	358,500	409,000		

45	238,300	296,500	360,300	410,600
46	239,700	299,000	362,300	411,900
47	241,000	301,300	364,200	413,400
48	242,200	304,000	366,200	415,000
49	243,600	306,400	367,800	416,700
50	245,100	308,800	369,600	418,100
51	246,300	311,300	371,500	419,700
52	247,800	313,600	373,500	421,200
53	249,000	315,800	375,300	422,900
54	250,200	318,000	377,100	424,400
55	251,600	320,100	378,900	426,000
56	252,700	322,300	380,600	427,600
57	254,000	324,200	382,100	429,100
58	255,100	326,300	383,700	430,600
59	256,200	328,400	385,400	431,800
60	257,400	330,400	387,100	433,000
61	258,700	332,500	388,300	434,200
62	259,800	334,600	389,700	435,500
63	261,200	336,800	391,100	436,800
64	262,300	339,000	392,400	438,000
65	263,600	340,700	393,800	439,200
66	265,100	342,900	395,000	440,400
67	266,600	344,900	396,400	441,600
68	268,300	347,100	397,800	442,800
69	269,700	348,900	399,100	444,000
70	271,100	350,800	400,400	445,200
71	272,500	352,800	401,800	446,400
72	273,900	354,800	403,100	447,600
73	275,000	356,400	404,400	448,700
74	276,400	358,300	405,800	449,300
75	277,800	360,100	407,200	449,800
76	279,000	362,000	408,500	450,300
77	280,200	363,800	409,700	450,800
78	281,400	365,500	410,900	
79	282,600	367,200	412,200	
80	283,800	368,800	413,600	
81	284,900	370,300	414,900	
82	286,100	371,800	416,100	
83	287,300	373,300	417,100	
84	288,500	374,700	418,300	
85	289,500	375,800	419,500	
86	290,600	377,200	420,700	
87	291,600	378,600	421,900	
88	292,800	379,900	422,900	
89	293,900	381,200	424,000	
90	295,000	382,500	425,000	
91	296,200	383,700	426,000	
92	297,400	385,000	427,000	
93	297,900	386,300	427,900	
94	298,900	387,400	428,700	
95	300,000	388,700	429,500	
96	301,200	389,900	430,300	

97	302,200	391,300	431,100
98	303,300	392,300	431,500
99	304,300	393,400	431,900
100	305,400	394,400	432,300
101	306,300	395,300	432,700
102	307,400	396,300	433,000
103	308,500	397,400	433,300
104	309,500	398,500	433,600
105	310,100	399,200	433,900
106	311,000	400,100	434,200
107	311,800	401,000	434,500
108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	
111	314,300	404,400	
112	314,800	405,200	
113	315,400	405,800	
114	315,800	406,500	
115	316,300	407,200	
116	316,800	407,900	
117	317,400	408,500	
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	
129	322,400	412,200	
130	322,700	412,500	
131	323,000	412,800	
132	323,300	413,000	
133	323,500	413,200	
134	323,700	413,500	
135	323,900	413,800	
136	324,200	414,000	
137	324,500	414,200	
138	324,700	414,500	
139	325,000	414,800	
140	325,300	415,000	
141	325,500	415,200	
142	325,700	415,500	
143	326,000	415,800	
144	326,200	416,000	
145	326,500	416,200	
146	326,700	416,500	
147	327,000	416,800	
148	327,300	417,000	

	149	327,500	417,200			
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考 (1) この表は、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する中等教育学校の前期課程及び特別支援学校並びに同法第2条に規定する高等学校に勤務する教育職員（教育職給料表（二）の適用を受ける者を除く。）に適用する。
 (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員 以外の職員	1	157,900	173,900	262,400	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	264,900	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	267,200	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	269,500	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	272,000	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	274,400	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	276,600	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	278,800	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	281,000	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	283,300	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	285,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	287,900	319,500	422,600
	13	179,500	202,300	290,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	292,400	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	294,300	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	296,300	328,200	428,100
	17	188,400	209,100	298,400	330,200	429,300
	18	191,000	210,700	300,900	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	303,400	334,700	431,800
	20	196,000	214,000	306,100	336,800	433,100
	21	198,500	215,800	308,300	339,000	434,200
	22	200,200	217,700	310,900	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	313,200	343,500	436,700
	24	203,600	221,500	315,900	345,800	438,000
	25	205,100	223,000	318,500	347,500	439,300
	26	206,500	225,000	320,800	349,300	440,500
	27	208,100	227,000	323,200	351,200	441,500
	28	209,600	229,000	325,400	353,100	442,600
	29	211,300	230,800	327,600	354,900	443,800
	30	213,000	233,500	329,600	356,700	444,600
	31	214,700	236,200	331,800	358,400	445,400
	32	216,400	238,900	334,000	360,300	446,300
	33	217,800	241,500	335,800	361,600	447,200
	34	219,500	244,300	337,900	363,300	447,700
	35	221,200	246,900	340,000	364,800	448,200
	36	222,900	249,600	342,000	366,600	448,700
	37	224,300	252,100	344,000	368,500	449,200
	38	226,000	254,600	345,900	370,000	
	39	227,700	257,100	347,900	371,300	
	40	229,400	259,400	349,800	372,900	
	41	231,000	262,000	351,300	374,000	
	42	232,700	264,400	353,100	375,400	
	43	234,300	266,600	354,700	376,800	
	44	235,900	268,800	356,400	378,300	
	45	237,600	270,900	358,200	379,700	
	46	239,100	273,100	359,900	381,300	
	47	240,400	275,300	361,200	382,900	
	48	241,800	277,300	362,800	384,400	

49	243,000	279,600	364,000	385,800
50	244,400	281,600	365,500	387,300
51	245,900	283,500	367,100	388,800
52	247,100	285,500	368,700	390,200
53	248,200	287,300	370,100	391,400
54	249,600	289,700	371,600	392,700
55	250,800	292,000	373,100	393,800
56	252,000	294,500	374,600	394,900
57	253,200	296,500	376,100	396,300
58	254,400	299,000	377,500	397,500
59	255,500	301,300	378,900	398,700
60	256,700	304,000	380,200	400,000
61	258,100	306,400	381,100	401,200
62	259,100	308,800	382,300	402,200
63	260,300	311,300	383,500	403,600
64	261,200	313,600	384,600	404,900
65	262,200	315,800	385,500	406,100
66	263,600	318,000	386,700	407,200
67	265,000	320,100	387,700	408,400
68	266,400	322,300	388,800	409,500
69	268,000	324,200	390,000	410,500
70	269,500	326,300	391,000	411,700
71	271,000	328,400	392,100	412,900
72	272,400	330,400	393,300	414,100
73	273,400	332,500	394,300	414,700
74	274,600	334,600	395,400	415,500
75	275,900	336,800	396,500	416,200
76	277,100	339,000	397,600	416,700
77	278,300	340,700	398,500	417,000
78	279,400	342,600	399,400	417,400
79	280,600	344,300	400,400	417,800
80	281,800	346,100	401,400	418,200
81	283,000	347,900	402,200	418,500
82	283,900	349,700	403,000	418,900
83	285,100	351,100	403,700	419,300
84	286,300	352,900	404,500	419,600
85	287,200	354,100	405,200	419,900
86	288,100	355,700	406,000	420,300
87	288,800	357,200	406,700	420,700
88	289,800	358,700	407,400	421,000
89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	
95	295,100	368,200	411,000	
96	295,900	369,400	411,300	
97	296,700	370,400	411,600	
98	297,500	371,400	411,900	
99	298,300	372,400	412,200	
100	299,000	373,400	412,400	

101	299,900	374,300	412,600
102	300,400	375,300	412,900
103	300,900	376,300	413,200
104	301,400	377,300	413,400
105	301,600	378,100	413,600
106	302,000	379,000	413,900
107	302,300	379,900	414,200
108	302,500	380,900	414,400
109	302,700	381,700	414,600
110	302,900	382,700	
111	303,200	383,700	
112	303,500	384,700	
113	303,700	385,300	
114	303,900	386,200	
115	304,100	387,100	
116	304,400	388,000	
117	304,700	388,800	
118	305,000	389,500	
119	305,300	390,300	
120	305,600	391,100	
121	305,800	391,700	
122	306,000	392,500	
123	306,200	393,200	
124	306,500	393,900	
125	306,800	394,500	
126		395,200	
127		395,700	
128		396,300	
129		397,000	
130		397,600	
131		398,100	
132		398,600	
133		398,900	
134		399,200	
135		399,500	
136		399,800	
137		400,100	
138		400,400	
139		400,700	
140		401,000	
141		401,300	
142		401,600	
143		401,900	
144		402,200	
145		402,400	
146		402,700	
147		403,000	
148		403,200	
149		403,400	
150		403,700	
151		404,000	
152		404,200	

	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
	158		405,700			
	159		406,000			
	160		406,200			
	161		406,400			
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考 (1) この表は、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員並びに同条に規定する中等教育学校の前期課程に勤務する教育職員のうち、高等学校の教員の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しないものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第5条関係)

学 校 栄 養 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300
	37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100
	38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800
	39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400
	40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100
	41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300
	42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400
	43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600
	44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800
45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	

46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800
47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000
48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100
49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100
50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100
51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100
52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100
53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900
54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700
55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600
56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500
57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000
58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800
59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600
60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400
61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800
62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500
63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200
64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900
65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300
66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900
67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600
68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200
69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600
70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100
71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600
72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100
73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700
74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200
75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400
86		289,500	325,400	346,300	
87		289,700	325,600	346,600	
88		289,900	326,000	346,900	
89		290,300	326,400	347,300	
90		290,500	326,800	347,600	
91		290,700	327,200	348,000	
92		290,900	327,600	348,300	
93		291,300	327,900	348,700	
94		291,500	328,100	349,000	
95		291,700	328,500	349,300	
96		292,000	328,800	349,600	
97		292,400	329,000	349,900	

	98		292,700	329,300	350,300	
	99		292,900	329,600	350,700	
	100		293,200	329,900	351,100	
	101		293,500	330,100	351,600	
	102		293,700	330,400	352,000	
	103		293,900	330,800	352,400	
	104		294,200	331,000	352,800	
	105		294,500	331,200	353,300	
	106			331,400		
	107			331,800		
	108			332,000		
	109			332,200		
	110			332,600		
	111			333,000		
	112			333,400		
	113			333,600		
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

備考 この表は、学校栄養職員に適用する。

別表第3 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	

46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			

	98		296,100	344,100			
	99		296,500	344,500			
	100		296,900	344,800			
	101		297,100	345,100			
	102		297,400	345,500			
	103		297,800	345,900			
	104		298,100	346,300			
	105		298,300	346,800			
	106		298,600	347,200			
	107		299,000	347,600			
	108		299,300	348,000			
	109		299,500	348,500			
	110		299,900	348,900			
	111		300,300	349,200			
	112		300,600	349,500			
	113		300,800	350,000			
	114		301,000				
	115		301,300				
	116		301,700				
	117		301,900				
	118		302,100				
	119		302,400				
	120		302,700				
	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表は、事務職員に適用する。

第6条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条</p>

第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額に同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。)に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に100分の45を乗じて得た額の総額

3 (略)

第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額に同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。)に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3 (略)

(職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正)

第7条 職員の特種勤務手当に関する条例（平成12年新潟県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(夜間看護手当)</p> <p>第31条 (略)</p> <p><u>2 前項の手当の額は、勤務1回につき、次のとおりとする。</u></p>	<p>(夜間看護手当)</p> <p>第31条 (略)</p> <p><u>2 前項の手当の額は、勤務1回につき、次のとおりとする。</u></p>

勤務時間の区分		手当の額	勤務時間の区分		手当の額
その勤務に係る勤務時間が深夜の全部を含むものである場合		7,300円	その勤務に係る勤務時間が深夜の全部を含むものである場合		6,800円
その勤務に係る勤務時間が深夜の一部を含むものである場合	深夜における勤務時間が4時間以上である場合	3,550円	その勤務に係る勤務時間が深夜の一部を含むものである場合	深夜における勤務時間が4時間以上である場合	3,300円
	深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合	3,100円		深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合	2,900円
		2,150円			2,000円

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第8条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。		第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号 給	給 料 月 額	号 給	給 料 月 額
	円		円
1	<u>396,000</u>	1	<u>395,000</u>
2	<u>456,000</u>	2	<u>455,000</u>

3	<u>516,000</u>
4	<u>596,000</u>
5	<u>693,000</u>
6	<u>791,000</u>

2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給 料 月 額
	円
1	<u>330,000</u>
2	<u>366,000</u>
3	<u>394,000</u>

3～6 (略)

(一般職員給与条例の適用除外等)

第6条 (略)

2 (略)

3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」

3	<u>515,000</u>
4	<u>595,000</u>
5	<u>692,000</u>
6	<u>790,000</u>

2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給 料 月 額
	円
1	<u>329,000</u>
2	<u>365,000</u>
3	<u>393,000</u>

3～6 (略)

(一般職員給与条例の適用除外等)

第6条 (略)

2 (略)

3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」

と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。

と、一般職員給与条例第25条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。

第9条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（一般職員給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>（一般職員給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第10条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号 給	給 料 月 額	号 給	給 料 月 額
	円		円
1	<u>374,000</u>	1	<u>373,000</u>
2	<u>422,000</u>	2	<u>421,000</u>
3	<u>472,000</u>	3	<u>471,000</u>
4	<u>533,000</u>	4	<u>532,000</u>
5	<u>608,000</u>	5	<u>607,000</u>
6	<u>710,000</u>	6	<u>709,000</u>
7	<u>830,000</u>	7	<u>829,000</u>
2～5	(略)	2～5	(略)
(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)		(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)	
第8条 (略)		第8条 (略)	
2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第25条第2項並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に		2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第25条第2項並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に	

規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。

規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の165」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。

第11条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第25条第2項並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に</p>	<p>（一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第25条第2項並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に</p>

規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。

規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の規定は平成31年1月1日から、第3条、第6条、第9条及び第11条の規定は同年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第24条及び第24条の5の規定、第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定、第4条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例第23条の規定、第5条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定、第8条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条の規定並びに第10条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条の規定 平成30年4月1日
 - (2) 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第26条の規定、第4条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例第27条の規定、第8条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条の規定及び第10条の規定による改正後の一般職

の任期付職員の採用等に関する条例第8条の規定 平成30年12月1日

(給与の内払)

- 3 第1条及び第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の一般職員給与条例」という。）、第4条及び第5条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の市町村立学校職員給与条例」という。）、第8条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下この項において「改正後の任期付研究員条例」という。）又は第10条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条及び第2条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第4条及び第5条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第8条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第10条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の一般職員給与条例の規定による給与、改正後の市町村立学校職員給与条例の規定による給与、改正後の任期付研究員条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
-

新潟県条例第52号

新潟県部制条例の一部を改正する条例

新潟県部制条例（昭和31年新潟県条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下本則において「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下本則において「移動後号等」という。）が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には当該移動号等（以下本則において「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等（以下本則において「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに削除号等を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、部又は局の名称及び事務の配分を次のように定める。 (1)～(5) (略) (6) <u>産業労働部</u> ア (略) イ (略) ウ (略) (7) <u>観光局</u> <u>観光に関する事項</u> (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略)	地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、部又は局の名称及び事務の配分を次のように定める。 (1)～(5) (略) (6) <u>産業労働観光部</u> ア (略) イ <u>観光に関する事項</u> ウ (略) エ (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(新潟県職業能力開発審議会条例の一部改正)
- 新潟県職業能力開発審議会条例（昭和44年新潟県条例第38号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>産業労働部</u> において処理する。	(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>産業労働観光部</u> において処理する。

(新潟県農村地域産業導入促進審議会条例の一部改正)

- 新潟県農村地域産業導入促進審議会条例（昭和46年新潟県条例第45号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>産業労働部</u> において行う。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>産業労働観光部</u> において行う。

(新潟県手数料条例の一部改正)

- 新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を加える。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）に改める。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前

別表 (第3条関係)

(1)~(3) (略)

(4) 産業労働部関係

	対象となる事務	名称	区 分	金 額
(略)				
12	(略)	(略)		(略)

別表 (第3条関係)

(1)~(3) (略)

(4) 産業労働観光部関係

	対象となる事務	名称	区 分	金 額
(略)				
12	(略)	(略)		(略)
13	通訳案内士法 (昭和24年法律第210号) 第18条の規定に基づく全国通訳案内士の登録の申請に対する審査	全国通訳案内士登録申請手数料		1件につき 5,600円
14	通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく全国通訳案内士登録証の訂正	全国通訳案内士登録証訂正手数料		1件につき 4,500円
15	通訳案内士法第24条の規定に基づく全国通訳案内士登録証の再交付の申請に対する審査	全国通訳案内士登録証再交付申請手数料		1件につき 4,500円
16	旅行業法 (昭和27年法律第239号) 第3条の規定に基づく旅行業等の登録の申請に対する審査	旅行業等新規登録申請手数料	(1) 旅行業	1件につき 28,000円
			(2) 旅行業者代理業	1件につき 19,000円
17	旅行業法第6条の3第1項の規定に基づく旅行業の有効期間の更新の登録の申請に対する審査	旅行業更新登録申請手数料		1件につき 17,000円
18	旅行業法第6条の4第1項の規定に基づく旅行業の変更登録申	旅行業変更登録申		1件につき 11,000円

	更登録の申請 に対する審査	請手 数料		
19	旅行業法第23 条の規定に基 づく旅行サー ビス手配業の 登録の申請に 対する審査	旅行 サー ビス 手配 業新 規登 録申 請手 数料		1 件につき 19,000円

(4)の2 観光局関係

	対象となる事 務	名称	区 分	金 額
1	通訳案内士法 (昭和24年法 律第210号)第 18条の規定に 基づく全国通 訳案内士の登 録の申請に対 する審査	全国 通訳 案内 士登 録申 請手 数料		1 件につき 5,600円
2	通訳案内士法 第23条第2項 の規定に基づ く全国通訳案 内士登録証の 訂正	全国 通訳 案内 士登 録証 訂正 手数 料		1 件につき 4,500円
3	通訳案内士法 第24条の規定 に基づく全国 通訳案内士登 録証の再交付 の申請に対す る審査	全国 通訳 案内 士登 録証 再交 付申 請手 数料		1 件につき 4,500円
4	旅行業法(昭 和27年法律第 239号)第3条 の規定に基づ く旅行業等の 登録の申請に 対する審査	旅行 業等 新規 登録 申請 手数 料	(1) 旅 行業	1 件につき 28,000円
			(2) 旅 行業 者代 理業	1 件につき 19,000円
5	旅行業法第6 条の3第1項 の規定に基づ く旅行業の有	旅行 業更 新登 録申		1 件につき 17,000円

	効期間の更新の登録の申請に対する審査	請手数 数料		
6	旅行業法第6条の4第1項の規定に基づく旅行業の変更登録の申請に対する審査	旅行業変更登録申請手数料		1件につき 11,000円
7	旅行業法第23条の規定に基づく旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査	旅行サービス手配業新規登録申請手数料		1件につき 19,000円
(5)～(9) (略)				(5)～(9) (略)

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

5 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目及び別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目及び別表の細目の項（以下この項において「移動後別表細目等」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目及び別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目及び別表の細目の項（以下この項において「移動別表細目等」という。）が存在する場合には当該移動別表細目等を当該移動後別表細目等とし、移動後別表細目等に対応する移動別表細目等が存在しない場合には当該移動後別表細目等を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項の表示を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目及び別表の細目の項の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(1)～(5) (略)		(1)～(5) (略)	
(6) <u>産業労働部関係</u>		(6) <u>産業労働観光部関係</u>	
事	務	市町村	
(略)		(略)	
7 (略)		(略)	
<u>8 (略)</u>		<u>8 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u>	<u>三 条 市、柏 崎市、新 発 田 市 及 び 上 越 市</u>
		<u>(1) 法第44条第1項の規定による報告の徴収</u>	
		<u>(2) 法第44条第3項の規定による立入検査</u>	
<u>9 (略)</u>		(略)	
(6)の2 <u>観光局関係</u>			
事	務	市町村	
国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号。以下この項において「法」		三 条 市、柏	

という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第44条第1項の規定による報告の徴収 (2) 法第44条第3項の規定による立入検査	崎市、新発田市及び上越市	(7)～(9) (略)
---	--------------	-------------

新潟県条例第53号

新潟県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

新潟県食品衛生法施行条例（平成11年新潟県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第3（第8条関係）			別表第3（第8条関係）		
営業の種類	区 分	手数料の額	営業の種類	区 分	手数料の額
(略)			(略)		
喫茶店営業	(略)		喫茶店営業	(略)	
	臨時的に営まれるもの	(略)		臨時的に営まれるもの	(略)
	市日の市場又は祭礼の会場に限り営まれるもの	2,000円			
(略)		(略)			
(略)			(略)		

附 則

この条例は、平成30年12月28日から施行する。

新潟県条例第54号

にいがた食の安全・安心条例の一部を改正する条例

にいがた食の安全・安心条例（平成17年新潟県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(出荷等の禁止) 第23条 生産者は、生産し、又は採取した農林水産物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。 (1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号） <u>第24条</u> の規定により使用を禁止された農薬を使用し、生産された場合 (2) 農薬取締法 <u>第25条第1項</u> の基準に違反して農薬を使用し、生産された場合 (3)・(4) (略)	(出荷等の禁止) 第23条 生産者は、生産し、又は採取した農林水産物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。 (1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号） <u>第11条</u> の規定により使用を禁止された農薬を使用し、生産された場合 (2) 農薬取締法 <u>第12条第1項</u> の基準に違反して農薬を使用し、生産された場合 (3)・(4) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第55号

新潟県認定こども園の要件等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成28年新潟県条例第31号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(廃止の届出)</p> <p>第5条 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の設置者（県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び法第3条第1項に規定する指定都市等所在施設）の設置者を除く。次項において同じ。）は、認定こども園を廃止しようとするときは、当該廃止しようとする日の6月前までに、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(廃止の届出)</p> <p>第5条 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の設置者（県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び法第3条第1項に規定する指定都市所在施設）の設置者を除く。次項において同じ。）は、認定こども園を廃止しようとするときは、当該廃止しようとする日の6月前までに、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

新潟県条例第56号

新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

新潟県立職業能力開発校条例（昭和44年新潟県条例第37号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(証明事務手数料)</p> <p>第19条 修了証明書、成績証明書その他の証明書の交付を受けようとする者（在校している者を除く。）は、1通につき<u>500円</u>の手数料を納めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(証明事務手数料)</p> <p>第19条 修了証明書、成績証明書その他の証明書の交付を受けようとする者（在校している者を除く。）は、1通につき<u>450円</u>の手数料を納めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

新潟県条例第57号

新潟県農業大学校条例の一部を改正する条例

新潟県農業大学校条例（昭和58年新潟県条例第38号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(証明事務手数料)</p> <p>第9条の2 卒業証明書又は成績証明書の交付を受けようとする者（在校している者を除く。）は、1通につき<u>500円</u>の手数料を納めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(証明事務手数料)</p> <p>第9条の2 卒業証明書又は成績証明書の交付を受けようとする者（在校している者を除く。）は、1通につき<u>450円</u>の手数料を納めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

新潟県条例第58号

新潟県活力ある長寿社会の実現の推進に関する条例

本県の人口構造の高齢化は極めて急速に進んでおり、豊かな自然の中で温かい人の心が育まれたこの地において、高齢者が生き生きと暮らすことができる環境を整備し、高齢社会を活力ある長寿社会として迎えることは、私たち県民全ての願いである。

このような社会を実現するためには、高齢者が生活を円滑に営むための環境の整備、高齢者が様々な経験を通じて習得した技能等を最大限に発揮して活躍することができる機会の確保等に関し、地域の実情に応じて自主的かつ主体的に取り組んでいく必要がある。

ここに私たちは、県民が生涯にわたって健やかで充実した生活を享受するため、県、市町村、県民、高齢者関係団体等が一丸となって活力ある長寿社会の実現を推進していくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、活力ある長寿社会の実現の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び高齢者関係団体（高齢者が生活を円滑に営むための支援、高齢者が活躍することができる機会の提供その他活力ある長寿社会の実現の推進に資する取組を行う団体をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、活力ある長寿社会の実現に係る施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって県民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 活力ある長寿社会の実現の推進は、県、市町村、県民及び高齢者関係団体の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、次に掲げる事項を基本として、行われなければならない。

- (1) 地域における創意工夫を生かした自主的かつ主体的な取組を尊重すること。
- (2) 地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資すること。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、活力ある長寿社会の実現の推進に関する基本的かつ総合的な施策を実施する責務を有する。

(市町村への支援及び協力)

第4条 県は、活力ある長寿社会の実現の推進に果たす市町村の役割の重要性に鑑み、市町村が実施する活力ある長寿社会の実現の推進に関する施策について、必要な支援及び協力を行うものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、活力ある長寿社会の実現の重要性について理解を深め、県及び市町村による活力ある長寿社会の実現の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(高齢者関係団体の役割)

第6条 高齢者関係団体は、基本理念にのっとり、それぞれの団体の実情に応じ、高齢者が生活を円滑に営むための支援、高齢者が活躍することができる機会の提供その他活力ある長寿社会の実現の推進に資する取組を効果的に行うよう努めるものとする。

2 高齢者関係団体は、県及び市町村が実施する活力ある長寿社会の実現の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、活力ある長寿社会の実現に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域の実情に応じた環境の整備等)

第8条 県は、高齢者が生活を営むに当たって必要不可欠な日用品の購入、通院、除雪等を円滑に行うための支援を受けられるよう、地域の実情に応じた環境の整備その他必要な施策を総合的かつ効果的に推進するものとする。

(活躍の機会の確保等)

第9条 県は、高齢者が生き生きと暮らすことができるよう、その年齢等にかかわらず、様々な経験を通じて習得した技能等を最大限に発揮して活躍することができる機会の確保その他必要な施策を総合的かつ効果的に推進するものとする。

(広報及び啓発)

第10条 県は、活力ある長寿社会の実現の重要性について県民の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(公表)

第11条 知事は、毎年度、活力ある長寿社会の実現の推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

新潟県条例第59号

新潟県産木材の供給及び利用の推進に関する条例

ふるさと新潟の県土面積の約7割を占める森林は、美しい景観を形成し、生命の源となる清らかな水を蓄え、県民に自然との触れ合いの機会を提供するなど重要な役割を果たしている。私たちは、この豊かな森林から、県土の保全、水源の涵養等多くの恩恵を受けてきた。そして、森林から産出される木材を用いた建築物、工芸品、生活用品等は、温かな風合い、柔らかな手触り等の特性を有し、県民は、それらに囲まれた生活から、ぬくもりと優しさを日常的に体感することにより、安らぎを享受してきたところである。

しかしながら、近年においては、森林資源に代わる化石燃料及び工業製品の利用の増大、安価な輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷等により、林業及び木材産業は厳しい状況に置かれている。加えて、県内の人工林の9割以上を占めるスギの多くは、戦後に植林され、利用可能な大きさに成長しているにもかかわらず、建築材料等として十分に利用されていない状況にある。

こうした中、ふるさと新潟の地において、木を植え、育て、伐り、使い、再び植えることを繰り返すことにより、林業及び木材産業の持続的な発展を図るとともに、将来にわたり森林資源を用いて本県経済の活性化に資する取組を進めていく必要がある。

ここに私たちは、森林がもたらす多くの恩恵を後世に継承していくため、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者等が相互に協力しながら一体的に県産木材の供給及び利用の推進に取り組むことにより、林業及び木材産業の持続的な発展を図り、本県経済の活性化及び県民が県産木材に囲まれて心豊かに暮らすことができる社会の実現を目指すことを宣言し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、県産木材の供給及び利用の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の役割を明らかにするとともに、県産木材の供給及び利用に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、林業及び木材産業の持続的な発展を図り、もって本県経済の活性化及び県民が心豊かに暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「県産木材」とは、県内で生産された原木及びこれを原材料として加工された木材をいう。

2 この条例において県産木材について「供給」とは、建築材料、工作物の資材、製品の原材料、エネルギー源等として供給し、又はこれを使用した製品を供給することをいう。

3 この条例において県産木材について「利用」とは、建築材料、工作物の資材、製品の原材料、エネルギー源等として利用し、又はこれを使用した製品を利用することをいう。

4 この条例において「森林の有する多面的機能」とは、県土の保全、災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。

5 この条例において「森林所有者」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。

6 この条例において「林業事業者」とは、森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。以下同じ。）の事業を行う者をいう。

7 この条例において「木材産業事業者」とは、木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。

8 この条例において「建築関係事業者」とは、建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 県産木材の供給及び利用の推進は、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の適切な役割分担及び相互の連携並びに県民及びその他事業者（林業事業者、木材産業事業者及び建

築関係事業者以外の事業者をいう。) (以下「県民等」という。)の理解と協力の下に、その実現が図られなければならない。

- 2 県産木材の供給及び利用の推進は、本県の豊かな森林資源が枯渇することなく次の世代に継承され、及び森林の有する多面的機能が持続的に発揮される環境を確保することを旨として行われなければならない。
- 3 県産木材の供給及び利用の推進は、地域の森林資源の有効活用を通じて、林業及び木材産業の持続的な発展を図り、本県経済の活性化に資することを旨として行われなければならない。
- 4 県産木材の供給及び利用の推進は、木材の優れた特性を生かすことにより、県民の快適な居住環境の形成、県民に安らぎをもたらす生活環境の創造等県民が心豊かに暮らすことができる社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県産木材の供給及び利用の推進に関する施策を実施する責務を有する。

(市町村との連携)

第5条 県は、市町村が地域の実情に応じて実施する県産木材の供給及び利用の推進に関する施策への必要な支援並びに市町村が実施する広域的な県産木材の供給及び利用の推進に関する施策の総合調整を行うものとする。

(森林所有者の役割)

第6条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が持続的に発揮される環境を確保するため、その所有する森林の整備及び保全に資する取組を行うよう努めるものとする。

- 2 森林所有者は、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(林業事業者の役割)

第7条 林業事業者は、基本理念にのっとり、地域における森林経営の中核的な担い手として、その地域の特性に応じた森林の計画的な整備及び保全、良質な県産木材の安定的な供給等林業の持続的な発展に資する取組を行うよう努めるものとする。

- 2 林業事業者は、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(木材産業事業者の役割)

第8条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産木材の品質の確保、有効利用、加工技術の継承及び向上等木材産業の持続的な発展に資する取組を行うよう努めるものとする。

- 2 木材産業事業者は、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(建築関係事業者の役割)

第9条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、県産木材に係る知識の習得並びに木造建築技術の継承及び向上に資する取組を行うよう努めるものとする。

- 2 建築関係事業者は、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民等の協力)

第10条 県民等は、基本理念にのっとり、県産木材の供給及び利用を推進することが本県経済の活性化及び県民が心豊かに暮らすことができる社会の実現に資することについて理解を深め、その日常生活及び事業活動を通じて県産木材の利用に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、県産木材の供給及び利用に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める

ものとする。

(県産木材の供給の推進)

第12条 県は、県産木材の供給を推進するための施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 森林の適正な整備及び保全の推進に関すること。
- (2) 森林施業の集約化の推進に関すること。
- (3) 高性能林業機械の導入の推進に関すること。
- (4) 県産木材の加工及び流通の体制の整備に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県産木材の供給を図るために必要な施策の推進に関すること。

(県産木材の利用の推進)

第13条 県は、県産木材の利用を推進するための施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 県産木材及び県産木材を利用した製品に対して信頼感等を与える独自の印象を創出するための施策の推進に関すること。
- (2) 住宅その他の建築物等における県産木材の利用に資する施策の推進に関すること。
- (3) 県産木材の販路の拡大に関すること。
- (4) 県産木材の新たな用途の開発に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県産木材の利用を図るために必要な施策の推進に関すること。

(県の率先利用)

第14条 県は、県産木材に対する需要の増進に資するため、自ら率先してその整備する建築物等における県産木材の利用に努めなければならない。

(調査研究等)

第15条 県は、県産木材の供給及び利用を推進するため、林業経営の効率化、県産木材の品質の向上及び新たな用途の開発等に関し、調査研究並びにその成果の普及及び活用のために必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第16条 県は、県産木材の供給及び利用の推進に寄与する人材を育成し、及び確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第17条 県は、県産木材の供給及び利用の推進の重要性について県民等の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(連携協力体制の整備)

第18条 県は、県産木材の供給及び利用に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民等が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。

(公表)

第19条 知事は、毎年度、県産木材の供給及び利用の推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(顕彰)

第20条 県は、県産木材の供給及び利用の推進について顕著な功績があると認められるものの顕彰に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

新潟県条例第60号

新潟県がん対策推進条例の一部を改正する条例

新潟県がん対策推進条例（平成19年新潟県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>がん対策に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、保健医療関係者、教育関係者及び事業者の役割を明らかにするとともに、がん対策に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって県民が心身ともに健康で心豊かな生活を送ることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 <u>がん対策は、県、市町村、県民、保健医療関係者、教育関係者及び事業者の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、次に掲げる事項を基本として、行われなければならない。</u></p> <p>(1) <u>県民の疾患による死亡の最大の要因ががんであり、がんが県民の健康及び生命にとって重大な問題となっている現状に鑑み、県民一人一人がその重要性を認識して自ら積極的に取り組むとともに、がん患者（がん患者であった者を含む。以下同じ。）及びその家族の立場に立って効果的に行われること。</u></p> <p>(2) <u>科学的な知見に基づく十分ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）を提供することにより、がんの予防及び早期発見並びにがんの治療の充実に資すること。</u></p> <p>(3) <u>がんが身体的苦痛のみならず精神的苦痛、経済的負担その他社会生活全般にわたる苦痛をがん患者及びその家族に与えるものであることに鑑み、その苦痛を可能な限り軽減するとともに、療養生活の質の維持向上を図り、がん患者が安心して治療を受けながら充実した生活を営むことができるようにすること。</u></p> <p>(県の責務並びに市町村への支援及び協力)</p> <p>第3条 <u>県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、がん対策に関し、国及び市町村との連携を図りつつ、本県の特性に応</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>県民の疾患による死亡の最大の要因ががんであり、がんが県民の健康及び生命にとって重大な問題となっている現状にかんがみて、科学的な知見に基づく十分ながん対策のための医療（以下「がん医療」という。）の提供を図り、がんの治療のみならず、検診によるがんの早期発見及び予防の充実のためにがん対策を推進することを目的とする。</u></p> <p>(県の責務)</p> <p>第2条 <u>県は、第5条から第11条までに定めるがん対策に関し、国及び市町村との連携を図りつつ、本県の特性に応じた施策を実施するものとする。</u></p>

じた施策を実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村が実施するがん対策に関する施策について、必要な支援及び協力を行うものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、飲酒、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣、身体に悪影響を及ぼす危険のある生活環境等がんの罹患の直接的又は間接的な要因の排除のための正しい知識を持ち、がんの予防に細心の注意を払うよう努めるものとする。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、自ら積極的にがん検診及びその結果に基づき必要な精密検査を受けるよう努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

第5条 がんの予防又はがん医療に従事する者（以下「保健医療関係者」という。）は、基本理念にのっとり、がんの予防及び早期発見、がん医療の推進並びにがん患者及びその家族が必要とする相談支援及び情報の提供に努めるものとする。

(教育関係者の役割)

第6条 教育に関する職務に従事する者（以下「教育関係者」という。）は、基本理念にのっとり、発達段階に応じて、児童、生徒等ががんに関する理解及び関心を深めるための教育の推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、それぞれの事業所の実情に応じて、従業員が、がん検診の受診等によりがんを予防し、又は早期に発見することができ、従業員又はその家族ががん罹患した場合において、従業員が、働きながら治療を受け、若しくは離職せずに療養し、又はその家族を看護し、若しくは介護することができる環境の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(がん情報の収集及び提供)

第9条 県は、がんの罹患、転帰その他の状況等ががん医療に資する情報を収集し、分析するための取組等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、県民に対して、がん医療に関する情報の提供に努めるものとする。
3 県は、新潟県立がんセンター新潟病院その他医

(県民の責務)

第4条 県民は、飲酒、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣、身体に悪影響を及ぼす危険のある生活環境等がんの罹患の直接的又は間接的な要因の排除のための正しい知識を持ち、がんの予防に細心の注意を払うとともに、必要に応じてがん検診を受けるよう努めなければならない。

(保健医療関係者の責務)

第3条 がんの予防又はがん医療に従事する者（以下「保健医療関係者」という。）は、地方公共団体が講ずるがん対策の推進に協力するように努めなければならない。

(がん情報の収集と提供)

第5条 県は、がん患者の罹患、転帰その他の状況等ががん医療に資する情報を収集し、分析するための取組等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、県民に対して、がん医療に関する様々な情報の提供に努めるものとする。
3 県は、新潟県立がんセンター新潟病院をはじめ

療機関が、県民に対して行うがん医療に関する情報の提供の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第10条 県は、がんの予防及び早期発見を推進するための施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 飲酒、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣、身体に悪影響を及ぼす危険のある生活環境等がんの罹患の直接的又は間接的な要因の排除のための正しい知識の普及に関すること。
- (2) 望まない受動喫煙を防止するために必要な施策の推進に関すること。
- (3) がん検診及びその結果に基づき必要な精密検査の受診率の向上に関すること。
- (4) 保健医療関係者の資質の向上に資する研修の機会の確保に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、がんの予防及び早期発見のために必要な施策の推進に関すること。

(質の高いがん医療の提供)

第11条 県は、県民に質の高いがん医療を提供するための施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) がん診療連携拠点病院（厚生労働省が定める指針に基づいて、厚生労働大臣が指定する都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院をいう。次号において同じ。）、地域がん診療病院（厚生労働省が定める指針に基づいて、厚生労働大臣が指定する地域がん診療病院をいう。次号において同じ。）及びがん診療連携拠点病院に準じる病院（がん診療連携拠点病院に準じた機能を有する病院として、新潟県知事が認定する病院をいう。次号において同じ。）の整備の推進及び機能の強化に関すること。
- (2) がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、がん診療連携拠点病院に準じる病院その他医療機関の相互の連携及び協力の推進に関すること。
- (3) 医療機関におけるがん医療の体制強化を支援するために必要な施策の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県民に質の高いがん医療を提供するために必要な施策の推進に関すること。

(医科歯科連携の推進)

第12条 県は、がん医療を効果的に実施するため、医科及び歯科の医療の連携を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

医療機関が県民に対して行うがん医療に関する情報の提供の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

(がんの予防の充実)

第6条 県は、がんの予防を進めるため、次に掲げる取組を推進するよう努めるものとする。

- (1) 女性固有のがん及びがんの好発年齢を考慮したがん予防の正しい知識の普及及びがん検診受診率の向上のための啓発
- (2) がん検診に携わる医療従事者の資質の向上を図るための研修
- (3) 受動喫煙の防止のための多数の者が利用する施設における分煙の促進
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県内におけるがんの予防のための必要な取組

(がん医療の充実)

第7条 県は、県民に質の高いがん医療を提供するため、次に掲げる取組を推進するよう努めるものとする。

- (1) がん診療連携拠点病院（厚生労働省が定める指針に基づいて、厚生労働大臣が指定する都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院をいう。）の整備の促進
- (2) 都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院及び他の医療機関の相互の連携及び協力の促進
- (3) 医療機関におけるがん医療の体制強化を支援するための必要な取組
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県内におけるがん医療向上のための必要な取組

(女性に特有のがんに係る対策の推進)

第13条 県は、女性に特有のがんに係る対策を推進するため、その好発年齢を考慮した正しい予防の知識の普及、治療を受けやすい環境の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(小児がんに係る対策の推進)

第14条 県は、小児がんに係る対策を推進するため、小児がんの患者の実態の把握、小児がんの患者の教育に係る環境の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(消化管のがんに係る対策の推進)

第15条 県は、食道がん、胃がん、大腸がんその他の消化管のがんに係る対策を推進するため、飲酒、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣がその発病に及ぼす影響に関する調査研究その他必要な施策を講ずるものとする。

(骨髄移植の推進)

第16条 県は、白血病等血液がんの有効な治療法である骨髄移植を推進するため、骨髄バンク事業の普及啓発、骨髄提供希望者の登録受付業務等必要な施策を講ずるものとする。

(緩和ケアの充実)

第17条 県は、がんに伴う身体的又は精神的な苦痛、社会生活上の不安軽減等を目的とする医療、看護及びその他の行為（以下「緩和ケア」という。）を充実させるための施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 緩和ケアに関する専門知識及び技能を有する保健医療関係者の育成に関すること。
- (2) 在宅で適正な緩和ケアを受けることができる体制づくりの支援に関すること。
- (3) 緩和ケアに関する関係機関及び関係団体の連携の強化に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緩和ケアの充実のために必要な措置に関すること。

(在宅医療の推進)

第18条 県は、がんに係る在宅医療の推進を図るため、がん患者が住み慣れた地域においてがん患者及びその家族の意向を尊重した医療、看護等を受けることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(後遺症対策の推進)

第19条 県は、がんの治療に係る後遺症により日常生活に支障を生じている者の療養生活の質の維持

(骨髄移植の促進)

第8条 県は、白血病等血液がんの有効な治療法である骨髄移植を促進するため、保健医療関係者と連携して骨髄バンク事業の普及啓発、骨髄提供希望者の登録受付業務等必要な施策を講ずるものとする。

(緩和ケアの充実)

第9条 県は、がんに伴う身体的又は精神的な苦痛、社会生活上の不安軽減等を目的とする医療、看護及びその他の行為（以下「緩和ケア」という。）の充実を図るため、次に掲げる施策を講ずるように努めるものとする。

- (1) 緩和ケアに関する専門知識及び技能を有する医療従事者の育成
- (2) 在宅で適正な緩和ケアを受けることができる体制づくりの支援
- (3) 緩和ケアに関する関係機関及び関係団体の連携の強化
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県内における緩和ケアの充実のための施策

<p>向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(がん教育の推進)</p> <p>第21条 県は、学校その他の教育機関において、児童、生徒等ががん及びがん患者に関する正しい知識を習得するとともに、がんの予防及び早期発見の重要性について理解及び関心を深めるため、その発達段階に応じて教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(県民運動の推進)</p> <p>第22条 県は、市町村、県民、保健医療関係者、教育関係者、事業者等と連携して、がん対策に関する県民の理解及び関心を深めるための活動を実施するものとする。</p> <p>2 県は、がん対策に関する県民の理解及び関心を深めるため、がん征圧月間を設けて、広報活動その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(公表)</p> <p>第23条 知事は、毎年度、がん対策の推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表するものとする。</p>	<p>第10条 (略)</p> <p>(県民運動)</p> <p>第11条 県は、保健医療関係者と連携してがん対策に対する県民の理解及び関心を深めるための活動を全県民を対象として展開するものとする。</p> <p>2 県は、がん対策に対する県民の理解及び関心を深めるため、がん征圧月間を設けて、広報活動その他必要な施策を講ずるものとする。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 県は、この条例による改正後の新潟県がん対策推進条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

新潟県条例第61号

新潟県立学校条例の一部を改正する条例

新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(証明事務手数料)</p> <p>第3条の5 卒業証明書、成績証明書、調査書その他の証明書の交付を受けようとする者（在学している者を除く。）は、1通につき<u>500円</u>の手数料を納めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(証明事務手数料)</p> <p>第3条の5 卒業証明書、成績証明書、調査書その他の証明書の交付を受けようとする者（在学している者を除く。）は、1通につき<u>450円</u>の手数料を納めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。